

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成22年11月24日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

5番 井坂悦司君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	代表監査委員	久保田喜久男君
保健福祉部長	竹村篤君	水道事務所長	仲川文男君
環境経済部長	山口勝徑君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 残土問題の今後の改善策について
		2. 入札監視委員会の入札改善提言について
		3. 地元中小商工業者の仕事おこしの施策について
		4. 生活排水対策における公共下水道加入促進策と事業の全面的見直しについて
		5. 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
		6. 高すぎる介護保険料の引下げについて
		7. 向原土地地区画整理組合への税金投入問題について
		8. 水道料金の引き下げ・見直しについて
		9. あじさい館の利用向上の施策について (交通費割引等の実施)
		10. 土浦市との合併構想について
(2)	栗山千勝	1. 抜本的な行政改革をすべきと考えるがいかがか
		2. 職員のモラルと、教育について
		3. 職員の懲罰について
		4. 議員が政務調査費かすみがうら市住宅地図51,869円の購入は適切支出か
		5. 防災について

開 議 午前10時01分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

けさほど井坂悦司議員の家族から、体調不良のため欠席しますとの連絡がありました。

したがって、質問順を繰り上げます。

発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

### ○6番（佐藤文雄君）

おはようございます。

突然トップバッターと、初めてのトップバッターの一般質問になりました。

日本共産党の佐藤文雄です。

今回、私が行った市民アンケートで、税金や公共料金の値上げ等で暮らしが以前と比べ苦しくなったという回答が、圧倒的であります。市や県、国政に望む第1位は減税で、2番目は高齢者福祉の充実となっています。これまでの市政は、市民の願いとは逆に、国保税や介護保険料を引き上げて住民負担を強める一方、黒字を出してきました。水道会計も黒字です。私は一貫して国保税や介護保険料の引き上げに反対し、具体的数字を挙げ、引き下げを求め、議会で追及してきました。国保税の引き下げは無理だという市の態度を署名活動で打ち破り、わずかですが、今年度、国保税の引き下げを実現しました。

アンケートで、市民が議員に望む第1は、税金の無駄使いチェックであります。3年前、議員報酬の大幅引き上げがありました。私は市民とともに署名運動に取り組み、報酬をもとの額に戻し、約4000万円の削減を実現したわけであり。また、談合入札をやめさせる取り組みで、07年度は4億円の落札差額、いわゆる予定価格と落札価格の差であります。これを生み出しました。今後とも税金の無駄使いをチェックし、行政の監視役として全力を尽くすことを表明し、通告に従い、議員2期目最後の一般質問を行います。

まず第1に、下土田地内の残土問題の今後の対応策であります。

下土田地内に持ち込まれた残土のモニタリング、いわゆる追跡調査であります。宮嶋市長は前議会の答弁で、残土条例の運用に問題があった。今後、条例の運用、特にストックヤードの残

土については厳格な運用を図る必要があると述べ、最終的なモニタリングも含めた対策を幕の内  
の区長さんとお話を進めたいと、前向きな姿勢を示しました。その後9月16日には、市長初め担  
当部課長と幕の内区長さんらとの打ち合わせを実施し、事件解決に向けた合意のための事項につ  
いて確認されました。その内容について報告を求めます。

2番目ですが、今回の市農業委員会の農地改良に基づく一時転用の許可の申請のあり方の問題  
であります。

今回の事件の発端をつくったのは、一農業委員の残土持ち込みによる農地改良の働きかけであ  
ったということを、私は明らかにしました。しかし、残土埋め立ての現場の実態はどうでしょう  
か。農地改良とはとても言えない状況ではないでしょうか。さきの議会でも、中島事務局長は、  
現場では石の塊が見受けられる。県、地権者と3者で現地に出向き、今後の農地としての用途に  
ついて確認したところ、石など塊を除いて農地として使用することを確認したと述べまして、現  
時点でも、施工業者から完了届が出ていない、これを明らかにし、本来なら残土条例と同時許可  
であるべきものが、農地法の許可が事前協議済み書で許可になってしまった、今後は十分注意し  
たいと述べ、不手際であったことを認めました。改めて市農業委員会の見解と、今後の対応策に  
ついて答弁を求めます。

3番に、残土事件の反省に立った市残土条例の改正についてであります。

市長は、区長さんとの話し合いの席で、今回の事件の反省に基づいて東京残土の搬入を禁止す  
る、改良土は禁止するなどの検討をしている、12月議会には条例改正を考えたいと述べましたが、  
現段階の状況について報告を求めます。

大きな2番として、入札監視委員会の入札改善提言についてであります。

第1に、入札監視委員会メンバーの日向野教授の改善提言について。

先日、11月2日に実施した指名競争入札でも談合情報が寄せられました。若干の食い違いがあ  
りましたが、ほぼ情報どおりの結果となりました。この談合情報については、市長に対し、指名  
競争入札にかかわる業者選定について申し入れをいたしました。

前議会で総務部長に入札監視委員会メンバーの日向野教授の改善提案を伝えてあるのかとい  
うふうにただしたところ、新市長には伝えていないことがわかりました。改めて、この教授の改善  
提言について市長の見解を伺います。

第2に、談合入札の温床を断つ施策、道路路線を㊦㊧という名称をやめ、一つに統合する必要  
性についてであります。

談合情報には、かすみがうら市発注の土木建築工事は、市内建設協会の幹部に仕切られており、  
千代田と霞ヶ浦地内の業者のすみ分け入札を告発する内容のものが何件かあります。旧千代田町  
は町長による官製談合、一方、旧霞ヶ浦町は建設業協会会長主導による業界談合と言われてきま  
した。鈴木元市長の収賄事件での逮捕、辞任、一方、権勢を誇っていた元会長の会社倒産によっ  
て事態は変わるかに思われましたが、依然として入札における地域のすみ分け入札・落札がなく  
なっておりません。これまで市当局は、一般競争入札の中で行われた行為なので、すみ分けがで  
きているとは思っていないと答弁いたしました。改めて、平成17年度から現在までの入札におけ  
る業者すみ分けの落札の実態調査結果の報告と、市長の見解を求めます。

3番目に、最低制限価格の設定と公契約条例の制定についてであります。

地方自治法の改正で、最低制限価格制度を採用することができることになりました。しかし、その契約は、すべての場合に最低制限価格制度を採用することができるというわけではありません。施行令は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに限るのです。この場合、特に必要があるという認定は、普通地方公共団体の長、いわゆる市長が判断を行い、最低制限価格を採用するかどうかを決定することになります。

ですから、私は通常の道路改良や舗装・修繕工事まで最低制限価格を設定する必要はない、それよりも千葉県野田市が制定した公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保をする、こういう内容の公契約条例の制定こそが必要と考えます。市長の見解を求めます。

第4に、技術職員の育成で設計及び工事検査体制を強化することについてであります。

設計コンサル業務委託も、一般競争にしたことによって落札率が大幅に下がり、08年度は平均で72%、09年度では70%と推移しています。私の調査では、額にすると、合わせて2年間で4900万円もの差額が生み出されました。私は、それ以上に職員を技術ある職員に育てること、簡単な工事は自前で設計できるようにする。その結果として、工事監督及び検査体制を強化することにつながるのではないかと考えます。市長の見解を求めます。

大きな3番目ではありますが、地元中小工業者の仕事おこしの施策について。

まず第1に、小規模修繕・改善等の工事契約希望者登録制度の導入についてであります。

6月の定例会で、市内業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化という視点からも検討したいと、前市長が答弁をしております。その後の検討結果、方向性は出たのですか、改めて新市長にお伺いをいたします。

2番目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

この制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の仕事おこしにつながり、その経済的な効果は助成額の数十倍にも上っています。石岡市では、単なる住宅リフォーム工事にとどめず、木造住宅の耐震改修工事もあわせて行うことを施策方針として考えていると、都市建設部長が答弁いたしました。当市では検討するという答弁でありましたが、改めて新市長の見解を求めます。

4番目に、生活排水対策における公共下水道加入促進策と、事業の全面的見直しについてであります。

まず第1に、費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しについて。

前回、当市の生活排水処理施設整備計画は、市全体を下水道整備区域に掲げているが、今後は人口が密集していない地域での整備となる。費用対効果を考えれば、効率的な汚水処理対策としては、合併浄化槽を主体に進めることではないかとただしました。市長は、農村地帯では合併浄化槽のほうがはるかに安上がり、検討するとは答えましたが、全面的な見直しには言及いたしませんでした。改めて市長の見解を伺います。

第2に、公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策と年次目標についてであります。

前議会で、霞ヶ浦地区における公共下水道布設済み地域の加入率の問題を取り上げ、特に加茂・牛渡地区の特環流域公共下水道の加入率が極めて悪い点、四十数%ですが、これを指摘しま

した。しかし、土木部長は、加入促進の具体策と年次目標は答えませんでした。当市の下水道事業債は元金と利子を合わせて106億円、これは平成21年度末ですが、農業集落排水事業の借金を含めると149億円です。加入が進まなければ、無駄な事業となってしまいます。加入が進まない原因は一体何でしょうか。同意書に問題がなかったかも含めて、明快な答弁を求めます。

第3に、特環広域下水道の加茂の600ミリ管の布設設計根拠についてであります。

この問題は、昨年3月予算議会で無駄な事業として反対し、6月定例会以来、一般質問でただしてきました。この加茂地区の特環下水道事業における600ミリの管の布設設計根拠について土木部長は、今回600ミリ管は、将来の事業の手戻りを防ぐため先行投資したと述べ、家庭下水量に加え、工業専用地域を含めた計画汚水量を算定したと答えています。ですから、私は、この事業は、加茂地区の家庭からの汚水処理が本来の目的ではないと批判したわけであり、改めて、加茂工業団地内の工業用の排水の流量計算と加入促進策についてお伺いをいたします。

5、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについてであります。

国保加入者にとって、支払い能力を超えるような国保税が高くなった第一の原因は、国が国保財政に対する国庫補助金を削減したことにあります。それによって、各地の国保財政は深刻になり、国保税の値上げや資格証、短期証の発行など、国民の生活に重大な影響をもたらしております。

第1に、国保税連続引き上げの主な原因は、国庫負担金減額の実態があることであります。

国は1984年の国保法改悪以来、さまざまな国庫支出金を削減していますが、当市での国庫負担金の削減状況はどうなっていますか。その具体的な内容について、ペナルティーも含めどのようなものがありますか。調査結果の報告と、この点についての市長の見解を求めます。

2番目に、負担能力に応じた国保税の引き下げ策と減免基準要綱の作成についてであります。

国保税の引き下げについて、市長は前議会で近隣市町並みにする、秋のうちに方向を見出すと述べました。今年度若干ですが、国保税が引き下げられました。平成22年度の近隣市の国保税額のモデル比較表について結果報告と、市長の見解、近隣市町村並みとはどの市の例を考えているか、伺います。

滞納を理由に、自治体当局による保険証のとめ置き問題が起こり、これを解消するために厚労省は保険証交付に関するさまざまな通知、指導を行っています。その内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

一方、当市は、5年消滅時効による不納欠損が国保税を大幅に引き上げた平成20年度に、大量の処理を行っております。保険証のとめ置きと不納欠損について、合併後の推移経過の説明を求めます。

国保加入者の多くは、所得が少ない方です。支払える国保税にすることと同時に、窓口負担の軽減や税そのものの減免要綱が必要であります。国保加入者への保険税の実態と減免要綱作成状況についてお伺いをいたします。

3番目に、国民健康保険の広域化についてです。

厚労省は、全年齢を対象に期限を決めて全国一律で、都道府県単位に広域化する方針を明らかにしました。この国保広域化について、市長の見解を伺います。

高過ぎる介護保険料の引き下げについて。

第1に、介護保険特別会計の黒字分を保険税の引き下げに回すことについてであります。

市は昨年、65歳以上の1号被保険者の第4期、平成21年から23年ですが、この保険料を引き上げました。平成21年度介護保険特別会計の決算では、1億720万円の黒字を出しています。当然、引き下げるべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

第2に、当市の介護保険の利用状況等の実態についてであります。

当市の介護保険料基準月額3年平均は3,951円ですが、県内平均は3,717円、県内では8番目に高くなっております。当市は、第3期と比べて介護保険利用状況が高くなると予想したということになりますが、実態はどうだったのか、また、県内と比べてどう違うのか、伺います。

7、向原土地地区画整理組合への税金投入問題についてです。

この問題に関して市長は、前回、これまでの市のかかわりを考えると、まるっきり地権者、組合員のみ損失の振り分けは現実的には無理だと述べ、最終的には損失が想定されるため、議員の皆さんにもご理解いただきたいと答弁、さらなる税金投入を示唆しました。

第1に、向原土地地区画整理組合への税金投入の問題点、この事業の経過と現状についてであります。私は、平成5年に、当時の組合員からの相談を受けて以来、向原区画土地整理事業問題に長くかかわってきました。この事業は、当初から組合施行といいながら、旧千代田町当局が組合を仕切ってきました。

そして、一部組合員の声を無視し、町当局は調整池の工事を強行したのです。これを強引に押し進めたのが鈴木元市長であります。地価は下がる一方、全国各地で区画事業破綻、区画整理法による開発は時代の趨勢に合わなくなっているにもかかわらず、国の都市再生法による補助金や規制緩和を機会に、今度は思いどおりにならない組合員を除外して事業を強行。当初、組合員数が65人、変更後は18人、実質14人です。地積も10ヘクタールから6ヘクタールと大幅に縮小され、都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には全くの袋小路であります。

既に6億6000万円もの公金がこの事業に投入され、平成15年には、向原土地地区画整理事業組合の借入金に係る損失補償として5億2000万円が債務負担行為として予算化されているわけです。たった14人の地権者の個人資産形成に、これ以上の公的資金の投入を許してよいのか、これが問われています。市長は、これを当然視するのでしょうか。また、損失が想定されるとしていますが、その裏づけの数値について説明を求めます。

第2に、当初からの組合員と仮換地購入者の組合員としての認識についてであります。

保留地が売れない原因に、当初から組合員による仮換地販売が先行していることが挙げられます。一方、仮換地を購入した方は、組合員となることへの認識に問題があるようです。仮換地購入者の現況報告と、その対策についてお伺いをいたします。

8、水道料金の引き下げ、見直しについてであります。

まず第1に、積み立てられた3億円を水道料金引き下げに還元することについてであります。

私は、9月決算議会で、積立金の3億円を財源に水道料金の引き下げを求めました。合併事業として実施する千代田工業団地への水供給で、収益は年間3150万円が見込まれるというのですから、余りにも高い水だという市民の声にこたえるべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

第2に、地下水を確保し、県広域水道事業からの水供給を抑制することについてであります。市の水道料金が低い原因の一つに、県広域水道事業からの購入水が高いことが挙げられます。日本共産党県議団と地方議員団は、県企業局に水道料金の引き下げ交渉を何度となく重ねてきました。その結果、県西広域水道の基本料金値下げがことし4月から実現いたしました。その影響額は、当市では552万円になります。私は特に県中央広域水道事業からの契約水量を見直し、地下水を確保することが必要だと考えますが、市長の答弁を求めます。

9番目、あじさい館の利用向上の施策について。

あじさい館の利用の問題については、10月1日より、これまでのコミュニティーバスがシャトルバスとデマンド交通システムに変わりました。これまでコミュニティーバスを利用してあじさい館に通っていた、そして体操やおふろ、カラオケを楽しんでいた人たちから、交通費が100円から200円になり、今度は800円だ。こんなことだれが決めたんだ、あじさい館は閑古鳥が鳴いているなどの怒りの声が上がっています。あじさい館の利用向上策と利活用者に対して交通費の割引をする考えはないか、市長の答弁を求めます。

土浦市との合併の構想についてお伺いをいたします。

宮嶋市長は、土浦市との合併に大変熱心です。その理由は何でしょうか。そして、土浦市長の反応は余り芳しくないようですが、どこまで話し合いが進んでいるのか、お伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の残土問題についてであります。残土問題につきましては環境経済部長、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

2点目、入札監視委員会の入札改善提言につきましてお答えいたします。

入札監視委員の提言につきましては、希望価格等の事後公表や指名競争入札を一般競争入札にとの内容のようでございますが、これにつきましては、入札制度検討委員会において検討させておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。今、事前公表でやっているわけですが、事後公表にするということにつきましては、設計を担当している担当課等への業者の働きかけ等が強くなるという現実があるわけでありまして、そういったことを踏まえて、なかなか難しいところでありまして、今後も検討課題にさせていただきたいと思っております。

また、本市の入札制度は、毎年試行的に状況を考え、変更を行いながら入札を行っているわけですが、入札への参加につきましては、参加者の意思で市内のどこの地区の工事にも一応参加できるような制度になっておりまして、参加の意思決定は業者のお考えであると認識しております。ご理解のほどをお願いいたします。

公契約条例につきましては、重要なこととは考えております。近隣市町村でも、しかし、その



動きがまだないところであります。今後も周辺の状況などを見ながら検討を進めていきたいと思っております。

また、技術者を育てることは大変重要であります。研修への参加、あるいは臨時職員の採用など、状況に応じた対応を図っていかなければならないと思っておりますが、状況によりましては実施設計をするために、議員ご指摘のように、実施設計をする力を持っているような、もう既に民間会社で十分1級土木であるとか、1級建築士の経験を持っているような方を、嘱託職員のような形で年輩の経験者を採用するというふうな、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地元中小企業の仕事おこしにつきましてはありますが、小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、23年度導入に向けた検討を今、行っております。また住宅リフォーム助成制度につきましては経済効果も見込まれるようではありますが、改修工事の内容によって、事業費も大きく違うなど問題もあるようですので、今後、検討を重ねていきたいと思っております。

詳細につきましては、総務部長、また環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の生活排水対策における公共下水道加入促進策と事業の全面的な見直しにつきましてはというご指摘でございますが、社会情勢の変化や都市計画などの大幅な見直しなどにかんがみ、今後、協議・検討してまいらなければならないと思っております。しかし、大分計画も既に以前なされて、加入料等、そういったものを既に徴収をしているような地域もございます。そういったこととか、あるいはまだ計画には入っているが、そういった徴収がなされていないところもあるわけでありまして、地区によって計画変更が容易なところと、そうでないところがあると思しますので、そういう個別の事情を十分勘案しながら調整を図っていきたくと。

特に、加茂の工業団地につきましては、既に1回、意向調査などを行っているわけですが、そのときは大分下水道に加入したいという意向が強かったわけですが、しかし、工業団地内の企業も大分自社で対応しているようなところもあると聞きます。そういったその後の状況の変化から、再度、企業等の意向調査を実施するなどして、もし計画変更が必要であれば、これも見直しの対象にしていくと、こういう考えであります。

詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国保税に関する考え方がありますが、第3回定例会におきまして答弁いたしました。現在、国保税率の引き下げについて近隣市町村並みの引き下げということを目指して、市民負担の軽減を目指しております。近隣市町村というのは、小美玉、石岡、土浦あたりを想定しておりますが、また収納率のアップによる交付金の減額解消にも努めてまいりたいと、こういうふうと考えております。

また、国民健康保険税の広域化についてであります。現在、国において後期高齢者医療制度改革の一環、それとの絡みにおいて、高齢者を国保等の被保険者とした上で保険税のみ県内統一すると、収納を自治体に任せるとかそういった話が出ておりますが、このような状況の中で、すべての被保険者を対象にした国保の広域化について、各保険者間においてもなかなか意見がまとまらないという状況であるとも聞いております。

また、広域化には県の負担増も求められることも予想されておまして、県の考え方というの

も重要なポイントになるのではないかと考えております。

詳細につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の高過ぎる介護保険料の引き下げというお尋ねでございますが、来年度は、第5期介護保険事業計画の見直しを行うこととなっておりますので、介護サービスの実績等を勘案し、検討を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の向原土地区画整理組合の税金投入問題であります。詳細につきましては土木部長からの答弁とさせていただきますが、今までもバブルの産物ということで、大分税金投入もしているわけではありますが、最終的に1億以上の区画整理組合の損金が出るということが予想されている中で、すべてを区画整理組合が負担するというわけには、設立の事情等から難しいのではないかと私は考えておりますので、前回の定例会でも答弁申し上げましたが、市のある程度のさらなる税金投入、負担もやむを得ないのではないかと、今の事業事情を勘案すれば、そういうこともやむを得ないと、こういうふうと考えております。

8点目の水道料金の引き下げ、見直しにつきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

また、9点目、あじさい館の利用向上の施策につきましては、私も最近2度ほどあじさい館の、特に昼間の利用者等から直接意見聴取などもしております。いろいろ利用率が下がっておるようなことも問題になっておると、こういう認識を持っております。この改善策等については、市長公室長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

最後、10点目の土浦市との合併構想につきましてであります。合併に熱心だが、その理由は何かという、この件に関する1点目の問い合わせでございますが、やはり1つ大きいのは、国保税とか、あるいは学校の今、耐震化対策などをやっているわけではありますが、実際にかすみがうら市の財政が非常に困難な状況になっていると。学校も建てかえが現実的には下稲吉小学校の中央校舎、いわゆる蜂の巣校舎とか東校舎の新築等が今回の計画ではできないということになっておりますが、今、その見直し等もやっているわけですが、ご案内のように、蜂の巣校舎の使い勝手の悪さというのは、みんな認識しているところであります。

しかし、この改造、新築ができないという、そういう現実的な財政状況の困難さ、あるいは神立駅西口の再開発が今、かすみがうら市の持ち分はわずか0.9ヘクタール、その程度のところに対して、かすみがうら市の最終的な負担が10億円にも達するというような計画が進んでいるわけですが、こういったことも、もう財源の捻出が非常に大変です。そういう財政の困難さ、そういったところから、やはり土浦市等との合併によって行政の効率化を図っていくと、そういったことが1つ大きな要因に私は考えておまして、それが1つの大きな要因です。

また、これは今、マイナス要因であります。かすみがうら市の自然豊かな首都圏の一角にあって、いわゆる通勤圏、完全にもう都内の通勤圏になっている。あるいは、都内から東北方面、いわゆる東京から見て東北方面に日帰りでも何でもできる、そういう位置、これはすばらしい位置にあるわけですが、そういったことから、特に都内の中で板橋に今、焦点を絞って、交流を進めて、その中でかすみがうら市の生き方を、あるいは振興策を考えていきたいということを思っているわけですが、そういったすばらしい位置にあるかすみがうら市を県南の中で、

土浦市と合併、あるいはつくばと最終的に大きな広域合併をしたとしても、決して埋没することはないと思うんです。決してかすみがうら市の不利益になるようなことはない、このすばらしい特徴をむしろ生かせるのではないかと、積極的に生かせるチャンスが飛躍的に伸びると、そういうふうに考えております。

そうしたプラス面、大きく分ければ、今言ったプラス面と、財政のマイナス面を合併によってカバーすると、そういったことから土浦市との合併を前向きに進めたいと、こういうふうに考えておまして、就任早々の土浦市長への発言になったわけでありまして。

土浦市長は、確かに余り歓迎しないような意向を示しております。しかし、私はこれはもう大きい流れであると、こういう大きい流れの中でどんどん発言をしていく。そして、土浦の大勢の市民の方、議員さん、そういった方とどんどん個別的な話をして理解を深めていく。あるいは、かすみがうら市内の理解はもちろんであります。そういったことでどんどん進めていきたいと思っております。

来年はかすみがうら市の市議選、さらに土浦市の市議選が4月にあります。11月、1年先の秋には土浦市長選があるわけでありまして。この2つの市議選、さらに土浦市長選などを経た後で、本格的な合併構想づくりというか、合併協議会の設立も含めてムードを盛り上げていく、市民理解を深めていく、そういったことを今、念頭に置いておまして、土浦市が消極的というのは、市長はそうありますが、私は、決して土浦市全体がこの問題についていつまでも消極的であるような状態ではないのではないかと、土浦市自体もですね、そういうふうに考えております。

そういった考え方から、今後も土浦市との合併はぜひとも前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておりますので、皆様方のご理解をよろしくお願いいたしますと思っております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

#### ○環境経済部長（山口勝経君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

残土の問題とリフォームのことというようなことでございますので、その2点につきましてご答弁申し上げたいと思っております。

まず1点目、1番の残土問題につきましてお答え申し上げます。

市では、地元住民の皆様の不安を解消するため、昨年度に引き続きまして、今年度も検査業者に委託をしまして、環境庁が定めた土壌の汚染に係る環境基準や水質汚濁に係る環境基準に基づきまして、現場での土壌調査及び現場わきを流れる水路の水質調査、並びにその水路が飯田川に流れ込む箇所から見て上流と下流の水質調査、これは比較をするためでございます。8月から9月にかけて実施し、特に問題なしという調査結果を得ております。

また、調査結果は、その採水、採土に立ち会っていただいた地権者と現場のある下土田の区長さんには文書で報告させていただいているところでございます。

先月の幕の内区長さんと市長との直接の話し合いの中で、市が現場に、浅井戸になると思いますが、モニタリング用の井戸の設置、また井戸水の追跡調査を実施していくという提案がなされ

たわけでございます。現在、その詳細についての土地所有者との協議や準備を進めるとともに、関係機関や関係者との協議を進めているところでございます。

1点目、3番の残土埋め立て事件の反省に立った残土条例の改正につきましてお答え申し上げます。

昨年度から下土田残土埋め立て事業事案や住民ニーズに応じ、いわゆる残土条例及び残土条例施行規則の一部改正事務を現在進めているところでございます。法令予備審査会及び審査会等、市役所内での協議はほぼ終了し、形はでき上がりました。しかし、残土条例には罰則の規定がある関係上、最後に検察庁との協議が必要となります。次回の議会には上程できるよう、協議を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目、2番の住宅リフォーム助成制度の創設につきましてお答え申し上げます。

住宅リフォーム制度につきましては、地域経済の活性化を目的といたしまして、近年、中小施工業者の緊急経済対策の一環といたしまして実施している市町村がでございます。しかしながら、受注業者の偏りなど、その効果が疑問視されるケースもございますので、今後、慎重に検討していきたいと考えております。また、商工会及び商工組合に対しまして、その団体の信用性があるところからその団体の受注、あるいはPRについて提案しているところでございます。近く組合による会議を行い、協議するとのお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

1点目2番の今回の市農業委員会の農地改良に基づく一時転用許可申請のあり方についてお答えします。

農地改良に基づく一時転用は、農地法5条により茨城県で許可をするものであり、市の農業委員会としては、平成21年6月3日に申請を受理し、県へ送付し、県にて申請が許可になりました。

今回の改善策ですが、農地改良の申請がなされた場合、一時転用許可申請の事業計画書など、他の書類なども今以上によく精査し、また残土につきましても、以前は、残土条例による事前協議が済んだ段階で農地法の申請を受理していましたが、今後は、事前協議ではなく、残土条例の本申請にし、本申請の書類を添付し、農地法の一時的転用許可申請書を受理するようにいたします。また、農地法の許可が残土条例やその他の法令の許可と同時許可になるように関係機関と連携してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、2点目1番の日向野教授からの改善提言についてでございますが、入札監視委員会に

つきましては、平成18年に3名の学識経験者をお願いをし、年2回開催をしているところであります。本年も11月に第8回の入札監視委員会を開催いたしました。

ご質問は、希望価格の事後公表の件かと思いますが、ただいま市長からお答えがあったとおりでございますが、市長からも今後のあり方について指示がありましたので、入札検討委員会の中で、検討協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目2番の談合入札の温床を断つ政策、道路路線の㊦㊧を一つに統合する必要性についてお答えをいたします。

現在、道路番号につきましては、合併時代からの協議事項でありまして、結果として、現在の㊦㊧を残す表記を選択したものでございます。理由といたしましては、単純に㊦㊧を外しますと、重複番号が発生するということがございまして、新たにすべての道路番号を認定する必要が出てまいります。隣接市であるつくば市、土浦市、石岡市等につきましても、旧市町村の表記をそのまま使っている状況でございます。

また、ご質問の中ですみ分けの実態調査という内容のご質問がございました。提出をいたしました資料でもおわかりいただけたと思いますが、旧霞ヶ浦町、千代田町の地区間の工事受注結果のすみ分け率につきましては、全体では94.57%となっております。ご質問にもございましたが、これらの結果が談合の結果とは断定できないものというふうに考えております。

現行の入札制度では、一般競争も指名競争入札もすみ分けすることなく、広く自由に応札できる現状でございます。したがって、個々の業者の意思や条件等により応札する路線を個々に決めており、その結果が、このような状況としてあらわれたものではないかと考えております。

これらを総合的に判断しますと、莫大な経費を要して道路台帳等につきまして統一を図ってもこのような状況は、業者のそれぞれの都合により発生するものもございまして、必ずしも談合の温床になるものではないというふうに考えております。

次に、2点目3番の最低制限価格の設定と公契約条例につきましてお答えをいたします。

公契約条例の制定につきましては、これまでも何回かご質問をいただいております。国・県、隣接市町村の状況を注視してまいりたいと、これまでもご答弁を申し上げております。市といたしましても、公共工事における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者の方々へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止するために、最低制限価格の設定をいたしておりますので、よろしくお答えをいたします。

次に、2点目4番の技術職員の育成につきましては、以前から複数の議員さんからもご質問をいただいております。技術職員の中でも特に必要となってくる部署につきましては、ご質問のとおり、土木部門ということになろうかと思っております。本年度の職員採用に伴いまして、土木関係職員2名を雇用するというところで募集をしておりましたが、職員採用を見送った経過がございます。そういうことがございまして、専門職につきましては、臨時職員等の採用を含め、必要に応じていま一度検討をしてみたいと考えております。

続きまして、3点目1番の小規模工事等契約希望者登録制度の導入についてお答えをいたします。

第2回定例会で入札制度の見直しとあわせて検討してみたいというふうなご答弁を申し上げております。

本年11月5日に開催をいたしました入札検討委員会に、ご提言を踏まえまして要綱案を提出し、協議、検討を行っているところでございます。今後も小規模工事や登録者の範囲、金額、選定基準等協議を重ねる内容が数多くございますので、入札検討委員会を中心に、先ほど市長からもございましたが、23年度の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

**○土木部長（松澤徳三君）**

佐藤議員さんのご質問4点目、それから7点目にお答えを申し上げたいと思います。

なお、先ほど市長のほうからもご答弁をされておりますので、重複部分があるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

4点目の生活排水対策に係る下水道加入促進対策と、事業の全面的な見直しにつきましてお答えを申し上げます。

最初に、1番の費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しにつきましては、さきの第3回定例会でもお答えを申し上げましたとおり、事業認可区域の整備については一応の成果があったというふうに考え、認可区域内の整備は継続をするものの、認可区域外のエリアについては、合併浄化槽の整備を進めているところでございます。

整備計画の見直しについてでございますが、先ほど市長からお答えを申し上げましたように、各種状況等を踏まえまして、さらに協議、検討をしまいたいというふうに考えております。

次に、2番の公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策と年次目標についてお答えをいたします。

これにつきましても、第3回定例会でお答えを申し上げましたとおり、21年度末の下水道整備区域内の加入率は、農業集落排水も含め、88%という状況でございます。加入率向上に向けての計画につきましては、毎年、推進地区を定めまして、職員と地域の役員さんの協力を得ながら戸別訪問等を行っており、早期の接続を依頼している状況でございます。その中で加入が進まない原因としましては、浄化槽が設置をされている、あるいは改造資金が不足をしている、また増改築の予定があつて、時期を見合わせている等々の理由がございました。

加入申請につきましては、接続に関する意向調査を実施をし、下水道事業受益者申告書及び加入申請書を提出をしていただいております。今後も加入率の向上が見受けられない地区については、重点的に加入促進を図り、年次的に各地区の加入率向上を図ってまいりたいと考えております。また、同様に、第3回定例会でも補正予算を計上をさせていただいた緊急雇用創出事業における臨時職員を雇用しまして、推進活動のさらなる強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、3番の特環公共下水道事業の600ミリ管の設計根拠ということでございますが、本事業計画の上位計画である霞ヶ浦湖北流域下水道計画に基づく加茂処理分区から流入する生活排水については、調整区域内の内加茂、御殿、松本等の集落、合わせまして計画の面積が106.6ヘクタールということになり、1日当たりの時間最大量976立方メートルと、それから、市街化区域に

ある工業専用地区と準工業地区からの排水につきましては104.7ヘクタールの面積があり、単位製造品の出荷額当たりの工場排水量、1日当たり時間最大量で1万2254立方メートルと合わせまして、面積211.3ヘクタール、1万3230立方メートルを排水する計画であります。

排水管については、最小流速を確保し、かつ時間最大汚水量に対して余裕率を確保する必要があります。これらの条件を踏まえ、地域の、また地形の条件などを考慮しまして、下水道施設的设计基準により工事費の節減などを検討をした結果、口径は600ミリというようになった経過でございます。

また、市長からもお答えの中でございましたけれども、加入促進策については、以前にアンケート調査を実施した結果、42社に対し32社から回答をいただき、22社が下水道整備を希望、使用中の施設で対応するという会社が4社あり、接続の意思がないと言われた会社が1社という回答を得ている状況でございます。

今後の整備計画策定に当たっては、再度のアンケート調査を実施するなど各企業を訪問し、意向を把握するとともに加入についての促進に努めるなど、整備計画の検討をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、7点目、向原土地区画整理組合への税金投入問題についてお答えを申し上げます。

最初に、向原土地区画整理組合への税金の投入の問題点、事業の経過と現状についてでございますが、当事業につきましては、組合施行の土地区画整理事業であります。土地区画整理事業の目的が、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することとありますので、組合施行であっても、公共性や公益性が高いことから、当時の千代田町において、助成要綱に基づき、事業費に対しての助成金を交付をしております。

損失が想定される裏づけ数値についてでございますが、現段階での金融機関からの借入残高が2億4700万円となっております。現在の残保留地での売却予定額が2億112万円であり、それだけで考えますと、4588万円の不足金ということになります。それに、今後予想される支出金として、保留地の値引き、あるいは本換地等解散までに係る費用、さらに支払い利息、保留地販売経費、それから下水道の加入分担金等がありますので、組合解散時での不足金が出ることは確実にあると考えております。

現段階におきましては、不足金は賦課金という形で補うこととなっておりますが、他の組合の解散している状況を見ると、賦課金だけではなく、市からの援助を受けて解散をしているというのがほとんどであります。いずれにせよ、早期解散をすることが不足金を少しでも少なくする方策と考えますので、今後におきましても、組合に対し早期解散ができるよう指導をまいりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

次に、当初からの組合員と仮換地購入者の組合員としての認識についてでございますが、以前にもご説明を申し上げましたが、仮換地を販売する者として説明責任がありますので、必ず説明をするよう指導をしてきております。また、口頭だけの説明では周知徹底されないことから、基本的事項を書面で作成し、説明をするようお願いをしております。さらには、仮換地の所有者が変わる際には、組合定款の規定によりまして届け出をしなければなりません。届け出書記載内容に、新組合員は再減歩や賦課金が発生したときは、その義務を負う旨の内容が記載をされています。また、総会等の開催時は、新組合員に対しても開催案内を文書にて発送をして

おりますので、仮換地を購入した方は、当然組合員として認識をしていると考えております。

仮換地購入者についてですが、組合員38名のうち仮換地購入者、いわゆる新組合員でございますが、23名でございます。

今後も、解散時に組合員への負担が軽減されるよう、組合に対し保留地完売に向けての指導、助言を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

**○市民部長（川島祐司君）**

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

5点目の国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて、まず、第1番目の国庫負担金の減額の実態についてであります。国保会計における公費負担分については、年々低下している状況にあります。歳入における国庫支出金の占める割合は、平成17年度33.5%あったものが、以降30.4%、27.6%、26.2%、21年度決算額においては26%となりました。この要因としましては、国保税の収納率が国の基準に満たないことによる調整交付金の減額と、本来、高齢者の多い国保加入者の運営を助けるはずの前期高齢者交付金についても、交付額がふえるに連れ、国庫負担金が減じられたことによるものであります。

次に、第2番目の負担能力に応じた国保税引き下げと減免要綱についてであります。22年度税率による近隣市との比較で申し上げますと、例えば基礎控除を引く前の所得で比較しますと、本市加入世帯においては、100万円から200万円未満が全体の23.5%を占めているため、所得150万円で加入世帯夫婦子ども2人の4人の想定モデルケースの場合、本市が26万700円であるのに対して、土浦市24万8200円、石岡市26万4500円、小美玉市25万7600円となっております。その他の所得階層及び加入世帯2人の場合などのことも比較しておりますが、一部の人の格差は若干解消されている状況であります。

次に、保険証のとめ置きにつきましては、21年度以前では、滞納世帯が納税相談に応じた場合交付してきましたが、21年度における通達もあり、3月の保険証発送の際、本来、資格者証交付世帯であっても、世帯主の納税相談の有無にかかわらず、中学生以下の被保険者に対しては6カ月の短期被保険者証を発送しております。22年度においても同様に、高校生以下の被保険者に交付している状況であります。

次に、不納欠損の推移経過であります。平成17年度に合併した後、平成19年度4月に市役所の組織機構が改められ、それまで税務課、国保年金課にそれぞれ係としてありました収納対策室が一本化され、納税推進課が発足し、市税等徴収の一元化が行われました。

そこで、滞納実態の調査が進められ、まずは地方税法に定められた課税後、時効中断を除いて5年を経過したものは徴収権の消滅、いわゆる時効が成立してしまうということで収納することはできませんので、ご指摘の19年度に119件、約2800万円、翌20年度には463件、約7812万円、昨年度の21年度には99件、約992万円が、地方税法第18条の規定による時効による不納欠損処理を



行ったということであります。

次に、減免要綱については、来年度4月から適用できるよう検討しております。内容につきましては、その世帯に属する世帯主が6カ月以上の長期にわたる疾病、または負傷により医療費の支払い額が月平均収入額の10分の3以上に及ぶ場合に、疾病または負傷の状況を証する書類、もしくはその状況に関する申し立て書、納税義務者及びその属する世帯全員の所得等を証する書面等を提出していただき、医療費の総支払い額から高額払い戻し額を引いたものを本年の平均収入額で除した支払い割合が30%以上の場合において、区分に応じた減免割合を乗じて得られる額を賦課額とするなどを検討しております。

その他災害により、その財産に著しい被害を受けた場合、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、あるいは不漁、その他これに類する理由により、著しい被害を受けた場合などを考えています。同様に窓口負担の軽減についても検討しております。

以上であります。

#### ○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

#### ○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、6点目の高過ぎる保険料の引き下げについてお答えいたします。

保険料は市町村が3年に1度、人口や高齢化比率の推移、介護施設の整備状況、また介護サービスの利用状況などを見込んで改定するものであります。第4期介護保険事業計画において基準月額4,000円と決定されたものでございます。

平成21年度決算におきまして黒字分、これまでの積立残金、基金等につきましては、第5期介護保険事業計画において検討していきたいと考えております。

次に、介護保険利用状況につきましては、9月末現在、人口4万1013名のうち、65歳以上の第1号被保険者が9,811名、約22.3%になってございます、の方がおります。このうち13.8%の1,352名、また第2号被保険者の51名を合わせた1,403名が介護認定を受けております。内容としましては、居宅介護サービス受給者数735名、地域密着型サービス受給者数152名、施設介護サービス受給者数295名となっております。

その利用状況の実態、また県内との比較しての違いということですが、詳細については、事前に提出しました資料のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、あじさい館の利用向上策についてお答えいたします。

あじさい館の事務室の空きスペースにつきましては、第3回定例会におきまして、その利活用の考え方的一端をお答えしたところでございます。現在、社会福祉協議会の事務所を一本化するとともに、霞ヶ浦公民館が入る予定で準備を進めているところでございます。

今後のあじさい館の利用向上策につきましては、福祉館、図書館、公民館の機能を持つ複合施設がそれぞれ活用されることによりまして、施設全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

8点目の水道料金の引き下げ、見直しにつきまして、お答えをいたします。

最初に、1番の積み立てられた3億円につきましては、平成21年度決算時におけるこれまでの積み立てた減債積立金でございます。正確な金額につきましては、2億9979万962円となっております。この減債積立金は、地方公営企業法第32条第1項の規定に基づきまして積み立てた金額でございます。かつ令第24条第1項の規定では、事業年度末において企業債を有する公営企業は、欠損金補てん残額の20分の1を下らない額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないとされております。

ちなみに、平成21年度決算時における企業債未償還額は48億713万520円でございます。現在の積立額につきましては、まだその約6.2%という状況でございます。今後とも法に基づき処理を行うこととなります。

ご質問は、この減債積立金をもって水道料金引き下げに還元すべきとのことですが、この積立金は、法第32条第3項の規定により、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができませんので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、ご質問にございます現在進めている土浦・千代田工業団地内の配水管布設工事につきましては、工事完了を平成23年度としております。給水開始時期は完了後となります。

次に、2番目の地下水の確保に関しましては、昭和52年施行の県条例の許可を得て採取しておりますことは、これまでもお答え申し上げてきた経緯がございますが、この許可が平成21年7月31日までであったため、更新許可を得るため、昨年、県と協議を重ねた結果、規制が強化されることなく現状維持水量を確保できました。そして、今後5年間、平成26年7月31日までの許可を得ております。ただし、この許可書には、次のような条件が付されております。県広域水道用水供給事業により、供給されるまでの暫定採取とすとなっております。

ちなみに、千代田地区につきましては、県西広域水道からの供給は協定水量と同量の日量4,600立方メートルでございまして、現在、全量を既に受水しております。霞ヶ浦地区につきましては、県中央広域水道との協定水量、日量6,700立方メートルのうち1,400立方メートルを契約水量として、平成21年度までの契約で県から受水していましたが、平成22年度からは、日量1,000立方メートル増の2,400立方メートルを受水する契約を県と締結しなければならないところ、県との協議によりまして、今後3年間、平成24年度まではこれまで同様、日量1,400立方メートルで受水契約を締結することができました。

なお、不足分につきましては、安価な地下水採取により確保することで受水費の支出を抑制し、経営の健全化に努めているところでございます。一方、県西広域水道の基本料金につきましては、議員のお力添えもございまして、本年4月より値下げされました。さらに、本年10月には、県中央広域水道料金値下げ要望を県知事及び企業局長に行ったところでございます。

ご質問の協定水量の変更見直しについての質問には、これまでもお答えを申し上げておりますように、追加要望も行った経緯もございまして、非常に難しいものと思われま。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

佐藤議員のご質問の中で、9点目のあじさい館の利用向上と利用者へ交通費の割引につきましてお答えいたします。

ご案内のように、今回の新交通システムにつきましては、国の補助を受けまして、10月1日から実証運行として運行を開始したものでございます。従来のあじさい館や両庁舎間の連携を主体とした運行形態から、市内全域の公共施設を初めとするさまざまな施設へのアクセスなど、利便性の向上をねらいに、交通手段を持たない市民の皆さんの公共交通としての足の確保と生活圏の拡大を図ったものでございます。

ご指摘のように、現在、幾つかの要望等をいただいておりますが、運行開始後間もないことから、今後も幾つかの改善、要望等が想定されます。そういう中で将来に向けた持続可能な公共交通体系を実施をする試験的な運行期間中でもございますので、今後の運行状況・推移等を見ながら、ご指摘のございます公共交通利用者の増加策の検討とあわせまして、改善策等の検討を進めたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

---

再 開 午前11時40分

[藤井裕一議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1つ、佐藤議員のご質問に対して答弁漏れがあったということでご指摘を今、受けました。

公契約条例の絡みで、最低制限価格をすべての小さい工事等についてまで設ける必要がないのではないかという趣旨だということでもあります。

現在、すべての発注について最低制限価格を設けているわけではありませんが、工事関係につきましては、小さい工事についても制限価格を設けております。議員ご指摘のとおり、余り小さい土木工事等については、やはり検討してもいいのではないかとも思いますので、今後、担当の者に、あるいは入札検討委員会、そこに検討するような指示をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼申し上げました。9月16日の、市長と私どもの部の職員と地元の区長さんとの、また佐藤議員さんもその中に立ち会っていただいたわけでございます。その内容につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず、地元の地下水を利用されている方、あるいは農業用水を利用されている方、非常に心配だということがございまして、観測井戸を掘りまして、地下水の観測、水質調査をします。さらに幕の内地区周辺の井戸の利用者の井戸水の調査をしまして、モニタリングをしまして安全性を確認するというふうなことが1つでございます。さらに、条例の改正をいたしまして、こういう事業によりまして、地域周辺の皆さんに迷惑がかからないような条例の改正というようなこともございました。条例の改正につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、内部の協議が終わりまして、検察庁との協議の段階に入っております。さらに、かかる事業者に対する告発の問題がございます。これが答弁漏れでございます。

告発につきましては、現在、条例違反ということで土浦警察署と協議を進め、土浦警察署から県警本部のほうに書類が上がり、告発を受理する前の書類の審査というふうな段階に入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、9月16日の確認の点について指摘しましたように、業者はもう完了したのかどうか、完了届が出されたのか。完了届が出されないために、また前回指摘したように集水枡とか排水口とか、それからのり面、そういうものもやらないままにとんずらしちゃったわけでしょう、とんでもないですね。こういうことが事実としてまだ残っている。これは確認できますか。同じですよ、農業委員会も。農地改良をするわけですから、最終的な責任をほうり出したまま逃げ出したということになったら、これは告発ものですよ。だから、告発をしているんじゃないですか。その点が非常にあいまいだというふうに思うんですよ。

1つ聞くんですけれども、私は市のある農業委員の方が残土持ち込みの話のかけたということを指摘しましたよ。そのことについては、後で私がいろいろな方から、農業委員の方から抗議を受けましたけれども、実際にああいう状況を見て、農地に適しているのかということですよ。この問題で働きかけがあったかどうかは確認しましたか。私は、あなたはその本人に確認したのかというふうに言った方もいらっしゃいますよ、農業委員の方で。私は何人かから聞いて、そのことを確信を持って言ったわけですよ。ですから、その働きかけが一農業委員、ある農業委員がやったということを確認したかどうか。それと完了届は今でも出されていないんじゃないですか。この点を確認してください、両方とも。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

地権者に対してそのようなことの確認ということですが、私は確認しておりませんが、農業委員の仕事としては、いろいろな農地に対していろいろな相談をするのも一つの仕事だと考えておりますので、また今回のようなことに対して相談、または農業委員が働きかけたということはないと思っております。

また、工事についてはまだ完了していません。県、地権者などと話し合いをずっと進めてまいっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。完了届は提出されてございません。また、仮に提出されたとしても、条例違反等がございます。あるいは条例に基づいた土壌調査とか、そういったことが履行されてございませんので、履行後、すべての申請された段階での約束事が履行後、完了届が出されれば、それは受理するというようなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会の責任は重いんですよ。特に、土砂等発生元証明書、これ偽造されていたと。そのことがわかったのが、もう11月17日の許可前ですよ。それが県のほうは、それに対して不問にした。市の農業委員会も実際に行って、そのことを不問にしたということになるわけですよ。

この段階で許可の取り消し、取り下げ、これをやれば、市の残土条例で許可することはなかったんですよ。しかし、市の軟弱な姿勢が、業者言いなりの姿勢が今回の許可になったわけですよ。だから、ストックヤードからの搬入も運用と称して許可しちゃったわけでしょう、そうじゃないですか。この点についてちゃんと農業委員会の、または市のほうの対応、これについては、きちっと整理をして答弁してください。

農地転用許可後に、この工事が完了していないということは非常に問題なんですよ。この農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理についてという通知があるんですよ。この通知では、転用目的に供さないまま、相当長期にわたり放置されている土地があることにかんがみ、農地転用許可後の指導の徹底を強調している。

具体的には、工事の進捗状況が事業計画に記載された工事の着手、または完了の時期から著しく遅滞しているときや事業計画どおり工事を行っていないときは、文書によって催促し、そうした催促後も改善がないときは許可に係る転用事業を完了させる見込みがなく、かつ第2、または第3による事業計画変更を承認することができないと認められるときは、事務処理要領に定めるところに従い、農地法第83条、今は第51条ですが、これによる許可の取り消し等の処分をしなければならないというふうになっているんですよ。この市の農業委員会、完了届が出されていない、

終わっていない、そのままですよ。これについて、告発も含めてこの通知についてどのような見解を持っているか、答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

工事は確かに終わっておりません。許可権限は県でございますが、県においても、9月1日付で会社、施工者ですね、あと地権者に対して是正勧告をしてございます。農業委員会としても、できるだけ早く農地復元していただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

残土条例の改正は、12月じゃなくて3月に先送りになったと、それは検察、いわゆる罰則規定、これは地権者も問題があった場合に罰則をするという中身なのかどうか、この罰則の規定の中身についてちょっとご報告願いますか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

それでは、改正残土条例の骨子といいますか、骨格についてご報告申し上げたいと思います。

まず、1つでございますが、先ほど議員さんのほうから運用したことがかかる大きな問題につながったというようなことが指摘されているわけでございます。そういったことでございまして、発生場所から残土を持ってくる時間がかかることで運用したというふうなことでございますが、今後は改正条例につきましては、ストックヤードを認めないというような方向で進んでございませぬ。発生場所から埋め立てするところに直に持って来るということが1つでございます。さらに、県外からの残土搬入というふうなことがございまして、今回、それも大きな問題につながったかなと思います。鹿嶋市では、県外からの残土搬入は認めてございませぬので、鹿嶋市に倣ってと申しますか、県外からの残土搬入も認めないというふうな形ということでございます。

さらに、検察庁との協議がなぜ必要かということでございますが、これにつきましては、先ほど佐藤議員さんのほうから言われましたように、今回は事業者並びに土地所有者につきましても、責任を持っていただくというような形の条例改正の方向でございますので、検察庁との協議が必要というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、入札の問題について移りたいと思いますが、すべて日向野先生からの提案については、市長はきちっと読まれたんですね、提言は。文書はきちっと確認しましたか。私はそのことを前回言ったんですよ。日向野先生が提案していた文書についてはきちっと確認しておりますか、読みましたか、その点についてちょっとお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと文書を読んだかどうか忘れちゃいました、ちょっと、本当のところ。ただ、趣旨については説明は受けておりました……

[佐藤議員「説明じゃないよ、読まなくちゃ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

はい、反省いたします。いずれにしても……

[佐藤議員「改革する気あるのかい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

申しわけありません。問題は、最低価格云々とかってということよりは、私はもっと大きい問題としてとらえておりましたので、というのは、業者の方が、ちょっと言いづらいのですが、要するに市内の業者と市外の業者の入札案件を比べてみますと、市外の業者が入っている分については、相当低価格入札になっているんですね、市内の業者だけだとそうでないと。結構95%以上になっている例が多いわけです。

基本的には、市内の業者にやはり談合体質がまだ残っているのではないかと。ですから、最低価格をどうこうという問題よりは、市内の業者だけで入札するということが問題ではないかと。市内業者の育成という問題もあるわけではありますが、前坪井市長時代からもいろいろな工夫をして制度改正や何かをやっている。一時的には、かなり入札価格もダウンしたわけではありますが、ダウンすればいいというものではありませんが、しかし、今は非常に高どまりしていると、そういう状況を見ると、どうしても市外、特に土浦、石岡の業者とあわせて混合して相互乗り入れをやらないと、最終的には談合体質というのは直らないんじゃないかと、私はそういう認識を持っております。

相互乗り入れというのは、結局土浦の業者にもこっちへ入ってもらって、こっちの業者も土浦の仕事に入れてもらおうと、片方では片手落ちになりますので、そういう中で、本当に力をつけた業者に育ってもらって、市の本当の力を持った業者になってもらうということが私は大事ではないかと、そういう根本的な解決方法を図らない限り、単に最低価格を撤廃したとか、そういう問題では私はないという認識を持っております、確かに日向野教授の指摘もわかるのはわかるんですが、私はそういう談合に対しては、そういった認識を持っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時04分

---

再 開 午後 1時35分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

入札制度のいわゆる監視委員会の日向野先生の提言について、しっかりと読んでなかったということではありますが、この先生の提言の中には、予定価格を変更して希望価格にしたと、でもその希望価格は実質的にはほとんど変更がないと、効果があるか疑問だと。だから、希望価格も事前公表をやめるべきだというのがこれ第1点なんですね。それと、本店縛りがあるからどうしても範囲が狭まると、そのことによって一般競争入札といっても、実際には狭い範囲での争いにすぎず、競争性は働いていないというのが第2点です。500万以上1000万の建設工事については、4月1日の入札改善よりも、逆に改革とは言えない改悪だというふうに言っているわけでありませぬ。特に、500万未満の建設工事について指名競争入札が導入されているが、やはり本店縛り、このことがあって特に弊害が多いと。

そして、ここが大事なんですよ、この数年の入札結果から見ると、業者間には縄張りの的なものがあると。すみ分けがうまくできていると思われるケースが少なからず見えるというふうに言っているんですね。それでその結果として、数値として平均95%を超えるすみ分けの実態が㊦㊧であるというふうに報告したわけでしょう。それはあくまでも業者の問題だというふうにして見過ごしちゃだめだというのが私の提起している問題なんですよ。

先生は、それに加えて、すべての工事については、もう一般競争入札にすべきだと。それから、5000万未満の建設工事には本店縛りをやめて、いわゆるもとに戻すと。市内の支店、営業所も含めた形でいう業者も参加するようにするというのが中身です。そして、もっと大胆なのが、縄張りやすみ分けをなくすためには、逆にその地域にいる業者を外せとまで強烈に言っているわけですね。

こういう対策というのは、市長は現実的でないと言うかもしれません。現実的というのはどういう意味なのかわかりませんが、流れに流されるのが現実的なのか、実際にこのままだと入札談合というのはなくならないままになるというふうに思うわけなんですよ。

だから、市長が今実際、希望価格を公表しなかったら職員が大変になると言っていますが、そういうことではないんじゃないか。やはり毅然として対応するというふうにしなから、業者もそれに対応していくということが適切なんじゃないかなと思います。これについて市長はどうお考えですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

午前中のご質問の中で、日向野教授の文書を見ているかと言われた中で、「いや、申しわけない、見ていませんでした」と申し上げましたが、私はそのとき、何か1冊の本みたいなものになっているものごとを言っているのかなと勘違いをいたしまして、読んでないということ申しましたが、日向野先生、私はお会いしたことはないんですが、市の入札監視委員会の委員さんだということではありますが、その提言内容については、実は箇条書きにしたものを以前に課長からちょっと見せてもらったことありまして、その要点は今、議員がおっしゃるようなことであります。そのことは、私は認識しておりましたので、ちょっと読んでないと申しましたのは誤りでござい



ました。おわびを申し上げます。

それと、今のお話であります、基本的には、例えば㊸と㊹の㊸のほうに㊹、いわゆる千代田地区の業者だけを一般競争入札にするとかということになると、結局業者数も少なくなってしまうし、市内業者という縛りだけだと、これはまた問題があると思います。やはり根本的には、いわゆる談合体質というのが問題なんでありまして、これを根本的に直すのには、やはり外気に触れる必要があるんじゃないかと私は考えております。それも一遍に土浦の業者と行ったり来たりするというんじゃなくて、例えば、まず段階的に500万ないし1000万円以下の工事については、土浦の業者もこっちに入れる、こっちの業者も土浦に入れてもらうような話し合いをする。そして、業者の絶対数をふやすということをししないと、今、かすみがうら市だけの業者でやっている、本当に業者が5社に満たなくて、不調になってしまうようなことも多いみたいであります。

その件について、この前、建設業協会の役員さんが見えて、今度は3社でも不調にしないしてほしいとかそういう要望を受けておりますが、これはやはり本末転倒で、やはり根本的に外気を入れて徐々に土浦、かすみがうら一体になってやっていけば、もう少し改善されるのではないかと思います。

[「土浦」と呼ぶ者あり]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

何で土浦かと申しませば、答弁長いと余計なこと言うなというふうな話になるかもしれませんが、いずれ土浦とかすみがうら市は一緒にやっていくという前提で、徐々にそういった入札についても業者がお互いに交流するというのはいいんじゃないかと、こういうふうに考えます。

そういった根本的な改革をやらないと、日向野先生もいろいろ言うておりますが、単に希望価格の事前公表をやめただけでは談合体質は私は直らないと、こういうふうに思っております。

答弁になっているかどうかわかりませんが、不足の点をご指摘ください。

#### ○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

#### ○6番（佐藤文雄君）

業者の絶対数をふやすということは当然であります。ですから、㊸㊹で別に業者を分ける必要はありません。ですから、指名競争入札でも、指名競争入札ですよ、指名競争入札で㊸㊹で、それでも分かれちゃうんですよ。一般競争入札で㊸㊹だけで入札という傾向もありますけれども、指名競争入札は指名しますから、両方の業者が入るわけですよ。ところがそうはいかない。これが実態だということなわけです。

もう一つ問題なのは、この前、私が指名競争入札にかかわる業者選定についての申し入れについてであります。

これは11月2日の実施予定の指名入札について、いわゆる今まで私が何回も指摘した同和という業者と言われている愛総建という組合が落札するよというような情報だったんですね。これは前の議会でもそういうことがあって、私はこれを指摘したんですよ。それで、そのときに山中部長は「お答えは差し控えさせていただきます。わからないという状況です」というふうに答弁して、そしてまた今回も入れたんですね。

今度は、おもしろいことに、広域事業協同組合と愛総建、これは2つ入って、あと市内の業者

ですね。そして、愛総建というのが水道関係の仕事をとって、広域のほうは㊦の道路修繕ですか、これをとっているという実態があるわけなんです。その後、この問題でまた意見を出してくれたファクスが来ているんですけども、㊥と㊦に振り分けたと、これでは、市当局が談合の手助けをしているんじゃないかというふうに見られても不思議はないというふうに指摘しているんですよ。

私、前にも言ったかもしれませんが、今回の出してくれた資料の中にも間違いがありました。その間違いは、広域事業組合が入っていたのが抜けていたとか、それがあります。実際に17年、18年、20年、21年、22年、これすべて㊥で広域事業協同組合がとっているんですよ。おもしろいことに、落札率も下がってくると、下がっているんですね。最近上がると、上がっちゃうんですよ。これが広域協同組合が5年間でとったのが1840万ですよ、落札。平均で95.5%、予定価格に対してね。それから、愛総建組合というのが平成18年、19年、20年、21年、22年、これとっています。これで2134万ですよ、これで96.1%で平均。この前とったのは、希望価格からくじ引きでやるから、99.5%という高い落札率になったんですよ。あとみんなはつつちゃった。こういう実態があって、全体的にこの5年間で4000万の工事がとられているという、落札しているという実態があるわけですよ。これはいわゆる契約の相手となるべきものをあらかじめ指名すること。その他特定のものを契約の相手とはなるべきものとして、希望する旨の意向をあらかじめ教唆し、また示唆すること。これは、官製談合防止法に抵触することになるんですよ。

今度、公正取引委員会にこの実態を報告していこうかなというふうに思っていますが、こういうことをずっと続ける、答弁は差し控えるなんていう、そういう言い方で逃れられる問題じゃないんですよ。どうしてこういう実態が毎年毎年繰り返されるんですか、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同和関係の業者という内容であります。私が市長になって初めてそういう話を聞かされたわけですが、非常によくない習慣みたいに毎年毎年、いわゆる同和向けに発注するような工事を行政がやっているということは、私は余り感心したものではないと考えております。来年以降については、毅然とした態度で排除していくと、そういうことを申し上げて答弁にかえます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

非常にそういう決意をしていただいたんで、今、工事量が少ない中で本当にどうぞということで、逆にまるっきり丸投げだといううわさまで聞いているんですよ。こういう事態がやはり続くということは、悪弊をそのまま残してしまうということですので、ぜひ市長のその決意を踏みにじらないように、総務部長、確認していただきたいというふうに思います。

それと、これまでの入札の中でも一番問題なのは、少ない業者が応札をしてしまうという、こういう実態が非常に多いんですよ。やはりそれには、条件をもっともっと広げていく、このことが大事だと。そうしないと競争性は図られないと思うんですよ。これ市内の業者だって同じだと思いますよ。その点で一番1社だとか2社だとかという入札、そういうふうな応札の実態につい

ては、どこまで把握していますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。ただいまのご質問の内容でございますが、これまでも入札の検討委員会等でも協議をしている内容でもございます。ただいまのご質問にありましたように、会社が5社に満たないということで、これまでも何回か不調になった経過がございます。これらについては、本年4月からそういうことで実施をしているものでございます。これまでも3件から4件ということで不調になりまして、再入札を行ったという経過がございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

そういうことで、やはり入札制度の中身というのは、非常に大事なんです。今、市長は人件費の問題で随分必死になっていますけれども、こういう入札での改革というのも、大きな課題だというふうに私は思います。

それから、地域経済の活性化の問題なんですけれども、住宅リフォーム制度そのものが非常に効果が上がっているということは、もう既に環境経済部長にも資料を示して、住宅リフォーム助成をぜひ進めていただきたいというふうに話したわけなんです。特に、岩手県の宮古というところでは、1回、今年度限りだというふうにはしていますが、5000万円の予算で始めたけれども、3回補正を組んで計3億5000万の予算を実施したそうなんです。それで何とこの経済効果が4.5倍になったということなんです。それって、

やはりそういう経済効果というのは、公共事業だけじゃなくて、みずから市民が助成があれば、インセンティブというか、そういう要因が働くわけですよ。こういう形で仕事おこしをしていくというのが本当に厳しい公共事業の中では民間の力を活用していくと、これを促すという点では、非常に効果があると思いますが、いかがですか。財源の問題だけなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

住宅リフォームにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように商工会、あるいは商工会の構成員でもございます建築関係の業者の集団でございますが、商工組合がございます。かすみがうら市内の方の住宅のリフォームをその商工会並びに商工組合の組織で受託をすることによって、信用と申しますか、仕事のできばえ、そういったものが担保されるというようなこともございまして、商工会と商工組合の代表の方に、そういう受託事業を起こしてはどうかというふうなことで、先般提案を申し上げたわけでございます。

さらに、住宅リフォームにつきましては、佐藤議員さんのほうから、先ほど言われましたように、県下10市町村ぐらいだと思ったんですが、実際に住宅リフォームの助成事業を実施しているような状況下にあります。やはり産業の活性化とか、あるいは、例えばリフォームをすることによって下水道の普及率も上がるというような、トイレの改修工事とかそういったものでござい

すが、そういった絡みもございますので、今後、慎重に前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

なかなかいい発想ですね。今、下水道に次、入ろうと思ったら、下水道の促進策に住宅リフォーム制度を活用しようじゃないかと。なかなかいいですね、土木部長、今から攻めようと思ったら、こういうアイデアが出れば、特に霞ヶ浦地区は、下水道の布設したところでさえも向上していないわけでしょう。向上していないですから、逆にトイレをきれいにする、向上することができるというふうに思ひます。

実際は今、当市の借金、これ裏は後で説明しますから。当市の借金の状況で、17年度から22年の見込み、これをつくりました。17年度は336億円ですね、これ元利だけです。そして、21年度は341万円なんです。それで、私、15年合併前はどうかだったのかなというふうに思ひて調べてみました。

そしたら、下水道事業債、旧霞ヶ浦が38億4000万、旧千代田が45億なんです。整備済みの戸数は旧霞ヶ浦が1,629戸、旧千代田が6,618戸なんです。したがって、1戸当たりの起債額は、旧霞ヶ浦は1戸当たり236万円の借金なんです。旧千代田は68万円です。こういう計算が成り立つわけですね。一方、加入率は旧霞ヶ浦が59.9%、旧千代田は96.3%だったんです。平成21年度では、今、霞ヶ浦と千代田地区と分けると、起債の実態はどうなっているか、答えられますか。起債というのは借金ですよ。旧霞ヶ浦町の公共下水道は有効な借金になっているのかと。せつかく布設しても、入らなければ意味がないということです。

これが霞ヶ浦地区の公共下水道の実態ですよ。まだまだ離れていますよね、戸数に対して。特に、今度の流域特環加入の状況は42%ですよ。これからまだふえるわけでしょう。そういうところでは、霞ヶ浦というのは、そういう起債をどんどんすることによって、設備投資はするけれども、実際にそれが有効に働いていないというふうに思ひますが、どうですか、それは、つかんでいらっしゃいますか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問でございますが、起債の関係につきましては、手元に資料がございません。それから、その中でお話がありましたように、接続の割合が少ないというふうなお話でございますが、先ほども答弁の中で申し上げましたように、毎年のように加入依頼をしてきているという状況でございます。また、霞ヶ浦地区の先ほどのお話の中で59%、それから千代田地区の96%というお話がございましたけれども、市街化及び市街化調整、そういった区域によっては、住宅が密集をしているという地域の実態等もございます。そういった関係から、接続率の差が出ているという状況もあろうかと思ひます。

先ほどお話ししましたように、実態調査を含め、今後推進活動を続けていきたいというふうに

考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

加入が進まない原因に、もう既に設置しているとか言いましたよね。それから私、同意書に問題がなかったのかというふうにも質問しましたよね。同意書というのは、どういう中身なんですか。これが加入が進まない原因が、皆さんずっと言っていますけれども、そのことについて前進が見られていないというのが実態じゃないですか。ですから、その対策として今、山口環境経済部長が言ったような、そういう制度を使って逆に加入率を進めるとか、それから今、布設されているけれども、大した戸数じゃないじゃないですか。千代田地区はかなり多いですよ。でも、霞ヶ浦地区はそんなに多くないわけですから、きちっと戸別に歩いたら、そのデータを全部蓄積して、どういう解決策があるのかというのをシラミつぶししてやるということができないんじゃないかなと思いますけれども、これはどうですか。同意書にまず何か問題があるんですか。同意書はどうでもいいんですか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の内容でございますが、まず1点目の同意書でございますが、これまで公共下水道、それから流域関連の下水道、さらに農集排というような整備を進めてきた経緯がございます。その整備の中で、農集排の事業については、同意書という形でとっていたという経過はあると聞いております。ただ、現在の時点では、公共下水道等への事業加入申請書という形で、各個人からいただいている状況でございます。

その内容についてのお話ございましたけれども、その内容としましては、接続をしたいというような内容のものではございませんので、条例の規則等の内容に含まれておりますが、事業地の加入申請をする家庭の状況、それから建物の状況、そういったものの状況を記入をしていただき、提出をお願いをしているというような状況でございます。

また、先ほどのリフォームの関係でございますが、1つの推進の案として検討をできる内容であるというふう感じたところでございます。そういったものも含め、先ほど答弁の中で申し上げましたが、住宅改築というような内容の中にそういったリフォーム等の事業が入っていけるようになれば、さらに推進の活動にはなるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

この全体の地方債の残高の下水道に占める割合が25%なんですよ。すごく多いんですよ。そして、今言ったように、千代田は60万そこそこ、霞ヶ浦は250万という借金ですよ。これをどう解決するかという点では、きちっとした加入率を上げなければ何の意味もないと、投資が無駄になるということになるわけです。

それと、これは加茂の工業団地の問題ですが、かなり前からこの資料を請求したら、金曜日に来たんですよね。もうかなり膨大な資料で、私も忙しくて、そんなの読んでられませんよ、細かいところまで、研究しなければいけませんから。でも簡単なんですよ、私は。加茂の工業団地に何社あって、汚水と工場用排水はどれぐらい出しているのかと、その積み上げの結果、流入量が決まるんじゃないですか。

ところが、もう家庭用の汚水がほとんどないんですよ。工業用の排水が主なんです。この計画なんかには、全くそんなこと書いてないわけでしょう。この下水のほうで出した流域関連特定保全公共下水道加茂処分区のところにも全く書いてないですよ、工業用の問題については。そういう点で生活排水対策なんです。工業用の排水対策じゃないですよ。これは、土浦にある県の流域下水道につながりましょう。この工業用排水も処理できるような施設になって、それは許可を受けているんですか、その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

加茂の工業団地の状況でございますが、先ほどの答弁の中でもご説明を申し上げました。現在、42社張りついております。その中で、先ほどの答弁の中にもございましたように、アンケート調査を行った結果、32社というような内容で回答をいただいている状況でございます。また、計画の中の数字については、工業排水が含まれていないというお話でございましたけれども、以前の答弁の中で申し上げましたように、将来を見据えたときに、加茂の工業団地があるというようなご説明をしたかと思えます。その中間の時点では、それぞれ各集落の家庭排水が含まれてくるものでございますので、そういった内容での計画の数字になっているかと思えます。

また、流域関連でございますので、議員さんお話しのように土浦市にございます処理場に流入がされるわけでございます。もちろん工場排水の流量も当然含まれてまいりますので、そういった処理水までが可能であるという施設であるわけでございます。

また、今後の調査状況にもよりますけれども、企業によっては、当然油分等も多く排出がされるという状況も懸念がされるわけでございますので、そういった企業への指導も、もちろん重要になってくるかと思えます。そういったことを踏まえながら、各企業の調査等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、工業用排水を何か手戻りないから将来だといって、今ごろ調査ですよ。そして、工業の排水をそこに流す、広域の土浦のほうに流すには、そういうものを処分しなければいけない。そんなことを今ごろ話しするんですよ。取ってつけたような理由じゃないですか、とっても理解できません。

ちょっと時間がないので、国保のほうに移りたいと思いますが、国保については、一番大きい原因は、1984年の国保法の改悪にあるんですよ。これは国の予算削減なんですけれども、

定率の国庫負担が医療費の45%から給付費の50%に変えちゃったんですよ。給付費というのは、国保は7割でしょう。そのうちの50%ですから、逆に言うと、いわゆる単純計算で35%に戻されちゃったんですよ、45%。いろいろな高額医療の感じがありますから、38.5%になりましたが、それがどんどん国庫負担が減って、今実際は25%なんですよ。今、ペナルティーが大きいようなこと言いましたが、ペナルティーもそれに加わるということで、本来であれば、国の支出を多くしなければいけない、これが一番ポイントだというふうに思います。

これに対する市長の認識を後でお聞きしたいと思いますが、今、国保税が若干下がりましたよね、かすみがうらは、22年。ところが、土浦と石岡、つくば、そこでは改定があったんですよ。そうしましたら、石岡が、これは2人世帯と4人世帯をモデルケースでつくってみましたら、実際には、2人世帯のときに50万の課税のときには霞ヶ浦がやはり一番多いんですね。ところが、150万の課税になると、石岡が高くなっちゃうんです。あとは石岡が高いという状況なんですよ。ですから、市長が行方、石岡、土浦というふうに3市を並べましたけれども、石岡をまねると上がっちゃいます。これはしっかりと確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、今、国民健康保険の保険証をとめ置かれていたという問題がありましたよね。これは提案だけにします。医療費の増を抑えるためには、第1に無保険者をなくすということ、保険証がないために医者にかかれずに、病気になったときは重症化してしまうと。そうすると、費用がかさむ原因になると。

第2に、3割の自己負担ができないために医者にかかることができない、そういう低所得者の窓口負担の軽減。これを今、31条で当市は条例化していますが、恒常的な低所得者にも適用するように拡大すること。

3つ目には、健康診断を向上させる。きめ細かな医療相談をしていく。

第4番目には、恒常的な多額の医療費を支出している方についての対策を、本人の病状も相談しながら、関係の医療機関と改善をするというようなことが必要だと思いますが、このような具体化、それと現状の健診の率はどうなっているか、お答え願いたいと思います。

もう一つ、滞納解消に向けた取り組みとしては、まず、高過ぎる国保税を下げるということですね。これ減免要綱をつくると思いますから、いいと思うんです。

第2番目には、滞納強化という接し方じゃなくて、加入者の生活事情を聞くという立場、納税相談に応じるんじゃないで、行くということです。これが時効の問題に出てくるわけですね。その時効中断をしないというのは、保険証を持っていないままその方がいらっしゃるといことになると思うんで、この点は改善する。

それから、そういうことで、幹部職員も含めてスタッフを強化していくということが必要だと思いますが、これに対して答弁をお願いします。

#### ○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

#### ○市民部長（川島祐司君）

ただいまの再質問のまず第1番目が健診率ということなんですけれども、まことに申しわけありません。健診率、現在の状況把握しておりませんので、後日、文書でご報告したいと思います。あと、滞納者についての加入者の相談内容について、実際のところ、確かに佐藤議員おっしゃ

るように、納税相談等を来庁の上というようなことで現在も進めておりますし、あと現実的な問題として、滞納整理の際には、それなりにスタッフ等がお伺いして徴収やら、あるいは相談等を行っているケースもございますが、一般的には来庁の上、納付誓約などの書面を交わしているというのが現実問題です。

以上が答弁内容となります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

水道の問題にちょっと移りたいんですけども、介護保険の方については、介護自体の決算を見ても黒字なんですね。それと医療給付費が極めて高く見積もったと、なぜ12.8%も当初予算と違ったのか、これについて1つだけ教えてください。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の内容、21年度の決算で当初予算と決算の状況の差異についての話かと思えますけれども……

[佐藤議員「20年度予算と21年度予算、その差が保険給付費で12.8%も多かったわけ、これについて理由を。それが実際は違うでしょう」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

これについては、当初見込みである程度の予想をしたわけですけども、実態が当初の見込みよりも低かったということ……

[佐藤議員「それでは答えにならないでしょう、それじゃ。どこがどう違っているかということですよ。それじゃ答えにならないでしょう。予算の見積もりと実際が違っていたなんていう答えなんか、答えにならないでしょう。それ具体的に数字を出してよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

後ほど、詳細についてご説明申し上げたいと思えますけれども、先ほども申しましたように、第4期総合計画の中で21年、22年、23年の事業量、事業計画を見込んでございます。その見込みと実態が違ったということ……

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

時間がないから後でいいけれども、とにかく私が見る限り、ほとんど変わらないんですよ。今、介護を受けようと思っても、お金がなくて介護を受けられない実情があるんです。ですから、満額受けられない人がたくさんいるの。だから、いいかげんな12.8%、なぜそんなに上がるんですか。

次、水道なんですけども、水道については利益は上がっているんですね。そしたら、今度はその利益を借金分に回そうというんでしょう。これは回さなければいけないというような言い方



をすると、借金したのはだれなんですかということになるわけですよ、今みたいにね。ちょっとこの問題についても言いますと、水道は、これ水道の原価がどんどん下がっているんですね。実際には16年、17年は264円だったのが、246円に下がって改善されています。

ところが、旧千代田と旧霞ヶ浦の状況を見ますと、給水原価で霞ヶ浦は平成13年のときに給水原価が301円なんですよ、千代田は223円、そして14年は千代田が216円で、霞ヶ浦は296円なんですよ。何でこんなに高いのかというふうについて、これが設備投資にあるわけなんですよ。その設備投資の大きな原因が何なのかというふうには調べますと、旧出島の1万人規模の住宅構想があったと、神立駅東部地区構想があったということなんですけれども、これについてご報告願えますか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

神立東口の住宅団地構想に関しまして、県中央広域水道との当初契約協定水量4,200でございましたが、その構想の予定のため、新たに県から配分をする水量2,500立方メートルの追加配分を受けまして、それに伴いまして、平成5年と平成8年に管口径400ミリの水道管の布設工事を行ったというのが一つ大きな要因かと思われまます。

以上でございます。

[佐藤議員「もっと中身、詳しく説明してよ、私、時間がないから。どのくらいの投資したの。どのくらいの距離を400ミ리를……、詳細に」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。まず、平成5年度の工事でございます。管口径は先ほど申し上げましたように400ミリ、平成5年度総延長1,215メートル、費用8166万9000円、次に平成8年度でございます。総延長4,678メートル、費用総額3億3150万4000円で施設を整備したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

その4億円の設備投資、これは生きたんですか。1万人構想はなかったわけでしょう、実際には。当時、宮嶋さんが2,500をやったというふうには聞いていますけれども、それは事実かどうか、それを確認をしたいと思います。終わりですか。

○議長（桂木庸雄君）

佐藤さん、終わりです。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、その点を確認……、時間がないですね、やはりね、確認をして市長は、この過大な設備投資についてどう考えているのか、お答え願いまして、私の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私もこれ、事前に調べておったわけではないんですが、今、平成5年に1,200メートル、8100万でこれをやったということであれば、このときは私が村長していましたので、神立駅東口開発構想というのは、当時、住都公団と土浦、それから当時の千代田、それと出島村で協議しながら進めておったものであります。その一環で8100万の工事をやったのは、多分事務所長が言うとおりでと思います。

[佐藤議員「責任の所在」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

責任の所在でありますか……

[佐藤議員「有効に使われていたんですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

その後、いわゆるバブルの崩壊があったわけでありまして、その見通しが最後甘かったといえ、確かに甘かったわけでありまして、しかし、もう大分前に済んでしまったことでもありますから、それが今、重荷になっているということでもあります。今後、神立駅の今回は西口の一部が整備されるわけでありまして、将来的にこれがずっと使えないかということ、必ずしもそうではないと、いつかはそういう時代が来るかもしれませんが、これは何とも言えないんでありまして、いずれにしても、負担になっていることは確かでありまして、当時の見通しは甘かったと言わざるを得ません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時25分

---

再 開 午後 2時40分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

今期の最後の議会ということで、一般質問を入れたわけでございます。市長も2回目の定例会ということで、私も市長を一生懸命応援した人の一人でございます。一軒一軒お願いに歩きまして、この上ない頑固者で、言ったことは必ず実現するというようなことでお願いに回ったんで、

言ったことに対して、それだめだ、これだめだって直接は言わないようにしています。しかしながら、市長は執行部、私は議員です。執行部から上がってきた議案に対しては、きちんとチェックしなければならない義務があります。それによって、いいか悪いかを決めるのが議会というものでございます。そういう中で、市長も一生懸命やっておるんでしょけれども、何せ村長になってから20年というブランクがありまして、いろいろそれから20年たって現在65歳という年、それなりの人間形成できているのではなかろうかというふうに思います。

議長から、この一般質問の初めに簡明な答弁お願いしますというふうなことありましたが、佐藤議員の質問聞いておりました、どうも執行部の答弁がいまいち、柳田法務大臣とは言いませんが、答弁マニュアルに沿ったような答弁ではなかったかなというふうに思うわけでございます。

そういう中で、二、三点、ちょっと質問に入る前に言わせてもらいますが、入札制度、これは毎回毎回、佐藤さんから入札制度については指摘されております。私たちでいえば、この問題については非常に簡単なんです。入札制度の審議会なんか、そんなもの設立する必要ない。ただ単に予定価格を教えないでやっていたらそれでいいんです。基礎予定価格を教えるからだめなんだ。あとは何にもやらなくていい。審議会の委員にお金払う必要もない。私はそれだけだと思う。そういうことを前段にちょこっと申し上げまして、一般質問に入らせていただきたいと思えます。

抜本的な行政改革をすべきと考えるがいかがかと。

1つに、5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちにされるか、これはなかなか難しい問題で、総合計画つくって、それに沿った行政運営するというのが原則でございますが、この総合計画も毎年ローリング方式によって見直すことができると条文が1行入っておるんですね。それはその条文は見直しをどのような形で我々議員に知らせるかという、第1回議会の予算案、3月定例会の、そこで示されるわけですよ。そういうものについても、事前に議会にきちんと報告してもらって、ここを見直すよというふうなことを言ってもらいたい。5年、10年先を市長はどのようなまちにされるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

総合計画見直し、どのようにと言ったけれども、これ1番目も2番目も同じような内容なんで省略させていただきます。

3番目の機構改革の考えについて。

初日の議会でもって、志筑小学校の残土運搬費が専決処分で報告されましたが、この問題について市長にちょっと申し上げましたが、なぜそういう問題が石岡、あるいはつくばへ持っていかなければならないのか。市の公共事業から発生された残土を、市の管理するストックヤードに置けば、市の事業に使うことができる。一番早いのは、下大津地区の環境センターへ行く道路、あそこで相当量の残土が必要になる、残土というか土が必要になる。そこへ埋め立てもできる。そこらの無駄、何とかならないかと。それには、前にも一般質問しましたが、機構改革によって特に事業課は一つにして、今、事業課というと、土木、教育委員会も、農政課のほうも、それがばらばらだから、専門職が個々にいなければならないというような多くの技術者が必要になってくる。

この技術者については、これ市長も総務部長も土木部長も、臨時に入れるような答弁されました。市長はかねがね自分の報酬も50%カットする。議員も議会費のほうも25%カットしてくれと

いうのであれば、かねがね職員が多いというような指摘をされておったわけですから、その多い職員を、臨時を入れないで、そちらのほうへ専門職を回して、専門職いっぱいいるんですから、どうかと。ちなみに、かすみがうら市では、臨時職員が昨年末でどのくらいいるかという、153名です。1億800万。嘱託職員が34名です、これが7000万。この153名の臨時職員のうち、約50名が学童保育のほうの臨時職員です。市民団体も、かねがねいつも職員は2人で車に乗って歩くと、これ指摘しておる。それほど余っている人間がいるのであれば、臨時職員も減らしてもいいんじゃないのかなと、そういうことを踏まえて、この機構改革の考えについてお伺いしたいと思います。

市条例の見直し、機構、制度を改革し、行政の効率化、行政費用の抑制をどのようにと、市長の見解はと、地方改革とこれ同様な質問なんで、省略して答弁していただきたいと思います。

あと職員のモラルと教育について。

毎回、一般質問で職員教育を質問しております。その結果が何とも出ていない。まず、理屈こねるのは、職員は天下一品です。それより何で仕事をやらないのか。やらないのか、できないのか、能力がないのか、そこにかかっていると思う。

過日、緊急災害復旧の工事がありました。これ業者が設計したんだか、役所が設計して工事やったんだか、私はわかりません。土砂崩れの場合には足元から崩れてくるんで、足元から直さなければならぬのが、上のほうだけ直した。ちょっとした雨で、今度は足元から崩れてしまった。追加予算でまた発注、何でそういうことがきちんとできないのか。私ら素人だって、現場見ればすぐわかります。専門職は各課に散れていっぱいいるんですよ、臨時職員も入れる必要もなし。そういうこともあるわけで、まず教育がなっていない。

ある団体から私、言われました。職員の教育はだれがするんですかって言われた。これ市長なんです。私ら議員には何にも職員を教育できない。議員というものは、職員がきちんとやってくれば、私らここで一般質問なんかする必要もないんですよ。議員も要らない、もちろん経費も要らないということになる。しかしながら、議員はきちんとチェックしていかなくてはならない、いろいろな角度から。だから、議員が必要なんです。そういうことを含めて質問したいと思います。

次のことも同じようなことなんで、あわせて3番目について、職員の勤務時間8時半から5時15分までというようなことで、ここに書いてあるとおりで、たまたま私、5時に行ったら、パソコンはみんな伏せちゃった。喫煙所では、みんなたばこ吸っている。これでは私、議員として黙っているわけにいかないですよ。企業で許される問題じゃないんです、これは。これ毎回質問しているんですけども、一向に改善されていない。この点についても、きちんと答弁願いたいと思います。

管理職、部下の教育をどのようにされているか。管理職の教育と、これも同じようなことなんで、あわせて市長にお伺いしたいと思います。

次に、職員の懲罰について。

職員の懲罰があったが、いかなる理由。また、その判断は妥当であったか、お伺いしたい。

次に、議員が政務調査費、かすみがうら市住宅地図5万1869円の購入は適切支出かというような内容で、議員が市内調査する目的で買うなら、市内の住宅地図を政務調査費で支出するのは必

要ないと私は考えます。役所の地図で十分であると思うので、その買った成果、当然これ、住宅地図が必要だから買ったわけですから、これ成果があつて、初めてこの支出が市民が妥当だと認めるわけであつて、成果がなければ、これ無駄な支出だというふうに私は思います。これ監査委員のほうにお願いしたいと思います。

防災について。

消防団員の入団者が少ないと、市の対策と市内建設業者への協力をお願いしたらどうかと。この問題については、これ非常に難しい問題で、災害があつたときには、もう必ず地元の建設業者をお願いしなければならない、いろいろな面で。それで、建設業者は大体かすみがうら地内で仕事しておる。今の消防団の中見ますと、ほとんど勤め人であつて、必ずしも火事等があつたときに、出動できるとも限らない。これは建設業者に協力を依頼すれば、必ず協力してくれるのではないのかなと、私は思います。

ちなみに、参考までに申し上げます。宮嶋市長が村長に初めて当選されたときに、私の集落、柏崎集落の農業集落排水事業が決定して、業者と委託契約結んだわけです。2名の議員から土浦警察署に、道路許可しないでほしいって交通課の課長に電話したそうです。課長が現場見にきました。私、当時議員でもあつたけれども、区長でもあつたんで、地元の区長というので責任あるんで、私、対応しまして、業者が4社、5社一度に入るわけですから、あの密集した中で4社、5社入れば、当然通れなくなる道がある、そういうことでは困るというようなことで、必ずどこか1本は抜いておこうと。防災についても、建設業者に火災があつたときには、あんたらも協力してくれよと。それで可搬式の消防ポンプ、業者の方にみんな来てもらつて、使い方を教えてもらつて、万全な体制でやった記憶がございます。よくやってくれました。土浦警察でもそういうことであれば、うちのほうは何ら問題ないよというような話もされて、無事完成したわけでございますが、市内業者は切っても切れないと思うんですよ。雪が降れば、旧霞ヶ浦町では、建設業者が必ず除雪してくれた、通学道路。

先ほど来、市長は市内の業者より市外のほうが安上がりだというふうな話をされましたが、談合があつたかないかは、私はわかりません。ただ一番問題はそこで、土浦の業者が、あるいは石岡の業者、市外の業者が応札して仕事をするのはいいでしょう。災害があつたとき、果たして協力してくれるかしてくれないか、それが一番だと思います。そういうのを踏まえた中で答弁願いたいと思います。

あと次に、市民が安心できる防災計画はいかにというようなことで、市長から答弁願いたいと思います。

以上です。

[小松崎 誠議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちに持っていくのかというご質問でございますが、これ大分耳にたこができていますので、簡単に申します。もちろん総合計画書に基づいて進むわけではありますが、いずれにしても、かすみがうら市のこの恵まれた自然環境を最大限に生かして、しかも首都圏の一角、奥座敷的な場所にあるわけでもあります。これを最大限に生かしたまちづくりをしていくと、そういった中で、当面は土浦市等との連携を深めていってまちづくりをされると、そういうことを目指したいと思います。

土浦市との合併につきましては、10年先なんていうことではなく、もっともっと早い時期にというふうに考えております。

1点目2番の総合計画の見直しということは省かせていただきまして、3番の機構改革の考えにつきましてはどのように進めるのかということですが、多様化する住民ニーズに対応するためには、時代に合った組織づくりが必要になってまいります。また、重点政策課題などに的確に対応できる執行体制の整備も必要であると思います。このため、既存体制については、もちろん十分な見直しを絶えず行っていく、そして、簡素で効率的な事務を推進したいと考えております。こうした取り組みにより、市民満足度の高い行政サービスを効果的に提供できる組織機構の構築を目指したいと考えますが、機構改革は職員構成と密接な関係がありますので、人事異動等を通じて時期を見ながら進めてまいりたいと、こういうふうに思います。

1点目4番の市条例の見直し、機構、制度の改革に関することですが、条例の見直しや市役所の組織機構は、単に事務が効率的に遂行できるということだけではなく、権限の配分も含めて民主的な事務執行が確保され、ひいては行政費用の抑制が図られるものであるべきと考えております。また、市民から見てわかりやすい、使いやすい組織、機構でなければなりませんので、さらに今後、検討を深めていきたいと。そして、その際にいろいろな行政懇談会であるとか、あるいは、今度、条例制定をお願いしております戦略会議等の審議機関もフル回転の中で、きちんと検討を図っていきたいと、こういうふうに思っております。

2番目の職員のモラル、教育につきましてはですが、職員教育につきましては、以前からご指摘をいただいているところです。現在の取り組みといたしましては、人材育成基本方針に基づき人事評価制度の活用や研修等の実施により、職員一人一人のレベルアップを図っております。

職員教育は人間形成の基本であり、事務遂行上最も重要な部分であります。まずは仕事に対する職員の意識改革、あるいは自覚を持ってもらうことが必要であります。私も、自分の仕事に対する取り組み、あるいは熱意を職員の方にも十分ご理解いただけるよう、自身も一生懸命努力をしてまいりたいと、こういう考えでおります。

市の職員は、すべての事務をこなすということがもちろん理想ではありますが、得意な分野、不得意な分野、いわゆる得手、不得手というものがあるかと思えます。不得意な分野を担当しますと、どうしても時間がかかり、間違いを起こすことも多くなると思いますので、基本的には、その職員が得意とする分野に配置することが効率的であることは当たり前のことであります。しかし、余りこれが同じところに長くいるというマンネリ化をしますと、新たな発想を生み出すことができずに進歩がありませんので、適材適所ということもありますが、このマンネリ化も排除するような人事管理を目指したいと思えます。

仕事をする、しないは、職員自身の自覚の問題が大部分であります。これを見過ごしてしま

う上司にも、人事管理の面で問題が残ると思われま。また、仕事をしなくても済んでしまう部署があるとすれば、人事配置の面、あるいは組織そのものに問題があることにもなりますので、そちらの角度からも切り込んでいく必要があるかと思ひます。あと喫煙の問題であります、これは職員のモラルに任せておりますが、度を越したものとすれば、自粛をすることも考えていかなければならないと思ひます。

管理職に求められるものは、各部署の目標の達成、あるいは部下、後輩の育成が挙げられます。部下に対する上司の指導はさまざまなスタイルがあると思ひますが、それ以前に職員間の関係が良好でなければ意味がありません。それには、ふだんからコミュニケーションをとり、話しやすい環境を整え、指導した内容を自然に受け入れてもらえるような体制をつくることが大切かと思ひます。

また、管理職への教育についても、これと同じことが言えますが、加えて広い視点に立って判断できる能力を身につけることが必要でありますので、そのためには、みずからを切り開く努力も必要であろうかと思ひます。

3点目の職員の懲罰につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の議員政務調査費及びかすみがうら市の住宅地図の購入が適切支出かにつきましては、代表監査委員からの答弁とさせていただきます。

5点目の防災につきましてであります、消防長、総務部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

#### ○代表監査委員（久保田喜久男君）

栗山議員からのかすみがうら市内の住宅地図を政務調査費で支出する必要性及びその成果についてのご質問にお答えをいたします。

政務調査費の使途について、研究、調査のため、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、各会派または個々の議員の自主性にゆだねられ、会派または議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められていると考えております。

また、政務調査費については、制度の趣旨からして、市政に関する調査研究の成果が上げられるよう使用されるべきものであり、その使途内容については、市民の理解が得られるようにすることが必要であります。こうしたことから、政務調査の実施に当たっては、可能な限りその結果を記録にまとめるなどして、政務調査の成果が残るようにすることが望まれます。

政務調査費については、これまでも数件の住民監査請求や収支報告書を修正し、みずから差額を返還する例などが少なからず見受けられたため、監査委員としても、議員の皆様において引き続き適正な運用を要望してまいりたいと考えております。

なお、住宅地図についてであります、住宅地図は道路や河川など地域の状況、住宅や建物の場所の確認など必須の情報源であり、また、パソコンの有無や利用能力等に制約されないため、用途が広く、調査活動において繰り返し利用可能な便利な書物、道具と言ってもいいと思ひます

が、そういうものであるというふうに認識しております。

このような点を考えますと、住宅地図を手元に置くことの意義を全面的に否定することはできないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えをいたします。

3点目の職員の懲罰についてお答えをいたします。

職員の懲罰につきましては、その事案に応じて対応をしているところでございます。処分内容については、交通事故、さらには事務的なミスなどによるものにつきましては、口頭による注意や文書による注意でございます。また、社会的に大きな影響を及ぼすような事案につきましては、懲戒処分となる減給や停職、さらには免職というものがございます。

軽微な事案の関係につきましては、前例があるものを除いては、基本的に懲戒処分等審査委員会が設置されております。市長の諮問に応じて会議を開きまして決定をしておりますので、その審議を十分しているというふうに思っておりますので、適切な処理が講じられているものと考えております。

続きまして、5番目の1番の関係で総務部に関係する部分でございますが、緊急時における市内建設業者の協力についてというご質問でございます。

これまでもいろいろなご提言をいただきまして、災害時の対応を行っているところでございますが、現在、市内にございます建設業協会、管工事組合、電気設備協会などがございます。それらの協会との災害協定を結んでおります。緊急時の対応につきましてもお願いをするということと考えております。

現時点で行っておりますのは、台風などのときの緊急の対応をお願いするというところでございます。台風が来る前の措置としましては、土のうをそれぞれの協会に加盟している方に幾つかずつくり置きをお願いしているということで対応をしているものでございます。

続きまして、5点目2番の市民が安心できる防災計画についてお答えをいたします。

防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして作成をしているものでありまして、市においても平成19年に策定をしております。防災機関が有します全機能を有効に発揮して、地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することによりまして、市民の方々の生命、身体及び財産を保護することを目的としているものでございます。当計画につきましては、これまでもその計画内容に応じて対応をしているところでございますが、この計画につきましては、必要に応じて修正を行っているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]



○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問、5点目の1番、消防団員の入団が少ないにつきましてお答えいたします。

本市の消防体制は、前期基本計画にありますように、1本部2消防署の常備消防と、消防団10分団54部の非常備消防で組織されております。総合計画において消防団員の定数は660名であり、現在657名の団員が在籍し、そのうち17名の女性消防団員がおります。

かすみがうら市消防団といたしましては、団員の不足が生じている状況ではありませんが、全国的に消防団に入団する方が年々減少しておりますので、団員が不足しないように検討して努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長、答弁の中で、職員の懲罰の関係が具体性に欠けている。

次に、住宅地区の関係で、支出はいいんですよ。成果が見られないから成果はどうなっているんだと聞いているので、きちんと答弁させてください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

失礼をいたしました。

ご質問の中で職員の懲罰ということでございますが、これらについては、年間何回ということでは決まっているわけではございませんで、そういう事案が発生したときに、それぞれの方、部署から市長あてに報告書が上がってまいります。そういうことで、不定期ではございますが、年間のうち何回か懲罰ということで実施をしているところでございます。

これまでも、先ほどもお話ししましたが、交通事故とかそういうものがございまして、事務的なミスというのもそれぞれ報告をされている案件がございまして、それにつきましても、懲罰委員会の中で協議をさせていただいて、その懲罰の内容に応じまして注意、指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは、お答えを申し上げます。

この住宅地区が政務調査費ということで請求がされ、支出がされていると、これはもうご承知のとおりであります。そういたしますと、その成果、これがどのようにあらわれたかということについて、私自身は、正直申し上げまして承知しておりません。ただし、この政務調査費というのはご承知のとおり、調査研究ということでその必要費の一部が支出されているわけですから、その議員において、それなりの成果を上げているものというふうに理解します。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちにされるかというようなことで、今の執行部の答弁聞いていますと、柳田法相よりはるかに上回った答弁なのかなというふうを感じるころなんですが、私が思うのには、やはり5年、10年先を見越したまちづくりというのは、合併以来、今まで市でどのくらいの人口が減ったかという、1,000人減っているんですよ。逆に住宅はふえているの。しかしながら、空き家は逆にふえているんですよ。市長、選挙のときに公約された国民健康保険の値下げ、あるいは中学3年生までの医療費の無料化等を含めたことを考えたときに、やはりかすみがうら市に住みたくなるようなまちづくりが必要じゃないのかなと、私は思うんですよ。それにはどうしたらいいのかと、そこらのところをもう少し具体的に答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的にということになりますと、これは毎年毎年の予算であるとか、3カ年の事業計画という話になるわけでありまして、当然国保税等の値下げも、近隣より高いというのは改めなくてはならないし、先ほど申しあげました佐藤議員のご質問等でもありましたけれども、そのとき触れましたけれども、学校施設であるとか、そういったいわゆる住民サービスの充実というのを図って、人口の減少を食い止める。保育サービスの拡充、そういったことが当然必要になるわけでありまして、そういう地道な努力を積み重ねることによってこの土地柄を生かすと、そういう政策が必要になってくると思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

前向きな客観的なことを述べられました、市長は信念を持って行政運営をしてもらわなくちゃならないんで、やはり自分の方針というのはきちんと立てて、このまちをどうされていくと。具体性がなければ、ちょっと問題かなというふうなことを思います。そういう中で、これ以上聞いてもしようがないから、次に移ります。

機構改革の関係でございますが、先ほども申しあげましたが、何回もこれいろいろな人が聞いているんだけど、答弁は何回聞いても同じ、一向に改善されていない。今、例申しあげて志筑小学校の残土運搬費、あれ残土運搬費なんか、つくばのほうへ持っていかないで、連携がとれている、あるいは事業課を一つにすれば、1カ所のストックヤードを借りてそこへ置いて、その土をまた利用できる、そういうことによって経費の削減ができる、そうではないのかなと私は思います。連携といえば、もうほかにもいっぱいあるんですよ。

あと、残土問題で佐藤さんが大分質問されましたが、これは環境経済課と農業委員会のほうです。私も農業委員会の一人でございますが、この連携が全くなっていない。それで今、佐藤さんの質問聞いていますと、あそこの残土問題を土壌検査、水質検査、市の負担でやるというんですね。何で市の負担でやらなければならないのか。これ業者に持たせれば、一番いいんですよ。何

でそういう条例の整備が早くできないのか。機構改革、そんなもの、大胆な機構改革がもうすぐ必要なんです。そうすることによって、相当の財源が浮く。

ここで、今答弁された以上はできないかと思うんですが、もう一度、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、志筑小学校の残土をつくばまで運んだわけでありまして、一方で、土木部のほうで実施している道路が多く土を必要とするということでもありますので、こういった極めて、両方くっつけば、志筑小学校から戸崎へ持っていけばいいんでありまして、これをつなげるのはやはり市内に統一したストックヤードを1カ所持てばいいと、そういった発想になろうかと思いますが、そういう一見細かいような発想ですが、そういったことの積み重ねてというのは確かに重要でありますので、議員おっしゃるような方向で、庁議等も毎月開いておりますので、きちんとした連携をとりながら、設計の段階からそういう詰めをしていく必要があるかと、こういうふうにあります。

あともう一つ、何でしたか。

[栗山議員「終わり」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

終わりですか。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

機構改革というのは、いろいろな事業が各課によって重なるものを、やはり効率のよい合理的な組織にするということが、これ一番大事なことであって、じゃ合理的とはどんなことかという、道理や理屈にかなっていないさまと、物事の進め方、無駄がない効率的なことというふうなことであって、そういうことを念頭に、大胆な機構改革して無駄を省いてもらいたい。それをまずお願いしたいと思います。

次に、4番目の関係でございますが、行政の効率化、行政費用の抑制というようなことですが、今、これちょっとダブっている問題もありますけれども、行政の連携というのは、これ一番大事なことで、例えば新治広域、クリーンセンターですね、あそこのバスの委託料、1台当たり599万7600円、ところが市でグリーンバスお願いしているのが1850万、2台で、その1台は市のものなんです。そこらも片や600万弱で頼める、2台で1200万、片や1800万でもって、バスを1台市のものを貸している。これも非常に無駄が大きいと思うんです。どういう入札の方法でやったか、私はわかりませんが、業者に聞けば、応札の連絡もないというような話をされてました。

話はわきに進みますが、例えばクリーンセンターのほうの処分費、1キロ当たり、3年前に27円なんです。2年前に37円、去年は29円と、非常にむらがある。それで、なぜむらがあったかわからないけれども、職員同士で研究していろいろやれば、相当の財源が浮く、当然職員も1人

で行けるところは1人で行って、どうしてもというのは2人、3人、これはやむを得ない話ですよ。

だから、きちんとした指導を徹底して行政運営をするべきだというふうに私は思うわけで、市長の見解をお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

バスの件がよくわかんないんですが。バスのことを言いましたよね。バスは何ですか。ちょっとそのバスのことがよくわからないんですが。

[栗山議員「事業の抑制からの関係。だから、クリーンセンターは600万弱で頼んでいるんです。こっちグリーンバスのほうは2台で1850万なんです。そういう応札の仕方、おかしいんじゃないの」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

クリーンセンターの送迎バスか何かですか。

[栗山議員「老人福祉センター、送迎のバスが590万なんだ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

委託しているのが……。

[栗山議員「委託料が」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっとその件については、公室長のほうから答弁させますんで……。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの事務の執行の中で、何点かご指摘をいただきました。

その中でバスの関係が出ましたけれども、これらにつきましては、平成21年度まで運行してありましたコミュニティーバスの数字かと思えます。現在は、新たな新公共交通システムになっておりますので、金額的には変わっております。当時、1850万の支援ということでございますが、ただいまご指摘の広域のバスの運行形態とは違ってございまして、運行回数、運行範囲、かなり違います。そういうことで、単純比較はできない内容かと思えます。繰り返しになりますが、現在、新交通システムということで、22年度シャトルバス2台825万、そういう数字で、現在、計画運行しているところでございます。

そのほかの幾つかの事務事業を通じての無駄、あるいは事務の執行のやり方について見直した中で、かなり経費の節減が図られるんじゃないかというふうなことでございます。これらも含めまして、私のほうの所管ばかりではございませんが、行政改革、あるいは事務事業の見直し、そういう視点の中で鋭意、現在、改善策を練っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

### ○18番（栗山千勝君）

確かにバスの件では、条件が違うと思います。しかしながら、市のほうでお願いしているバスは、鉾田市のほうから来るんですよ。これは往復で40キロあるんです。当然、経費が高くなることは当たり前のお話です。そういうことは参考として、今後、できるだけ費用をかけない方法で、これ市長がいつも申されている話ですから、費用をかければだれでもできるんですから、私は議員だから、これきちんとチェックしなくちゃならないんで、そういうことでお願いしたいと思います。

職員の教育の関係でございますが、これがまだまだ問題です。ここに執行部の部長さん方が大分おりますが、まず、私は農業委員会委員にもなっています。議員に3人おるんですが、先ほどの佐藤議員の質問の関係で、農業委員会事務局長に聞いたけれども、なぜ自分が局長なんだから、持ち分の答弁がきちんとできないのか、それはどういうことかと申しますと、土壌改良、あるいは残土持ち込みにしても、現状以上の土を入れると言うことは単純なんですよ。それがきちんと答弁できない。

答弁できないということは、やはり職員教育がなっていないということなんですよ。ある職員は、おれ行くたびにいないんですね、その席に。どこへ行っているんだという、現場へ行っているというんですね。そんなに現場に行く用があるのかなと、私は思うんですよ。その職員にある一件聞いた。あそこは水路があるから、おまえ、水路は役所のものなんだから、きちんとさせろと言った。現地を見に行ったら。現地を見に行ったら、その後どうなったんだと、今調査中だと言うんですね。調査というのはどんな調査だと。今から測量をするんだと。何で市が測量しなくちゃならないのかと、勝手に埋めた人がこれ戻すのが当たり前のお話。その点、何と言ったと思ったら、同じ職員で、あんなの事例がいっぱいあるんだからと言うんですよ。

職員は、一生保障されているんですよ。これ仕事やってもやんなくても同じなんです。プロなんですよ、プロ。野球選手にしても芸能人にしても、結果が出せなければ、自滅しちゃうんですよ。職員は結果出さなくたって、プロで生きていけるんですよ。

懲罰の中にも、パソコンでもってメール送ったって、何か個人的なことを。全くこれは教育がなっていないから、基本的な教育がなっていないから、そういうことになるんですよ。これ徹底して教育することによって、相当経費も浮くと思います。だから、これきちんとした職員の教育やっていただきたい。私、市民代表して言っているの。これ市長も市民の代表者だけれども、私はチェックする側ですから、市長応援したから一心同体だけれども、市長は執行部、私はチェック機関ですから、今後の考えについてお伺いします。

### ○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

### ○市長（宮嶋光昭君）

なかなか本当に細かいところまで目が届かないので、いろいろなご指摘のようなことがあるのかと思います。私も一生懸命無理無駄の排除をしながら効率的な行政を進めていきたいと思いますが、みんなで職員ももちろん一生懸命やってもらうように常日ごろお話をしております。議員各位におかれましても、いろいろな事例がありましたら、どんどんご指摘をいただいて、その一つ一つ直していくと、そういった態度に徹したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

徹底してやってもらいたい。この件について、水路の関係の職員だけれども、職員課でもって注意したならば、公平委員会に相談に行っている、全く反省の色も何もない、情けなくなった。そういうことも、参考までに申し添えておきます。

次に、懲罰の関係でございますが、これ非常に大きな問題で、前に私は前市長時代、あれ懲罰に値するだろうと言ったならば、副市長は懲罰しないって、これ突っ張ったんですよ。ところが今度は懲罰した。もう明らかに懲罰に値するものですから、その関係で、何で前は懲罰しないと言って、今度懲罰したのか。そのギャップですね、何で理由。つらいところもあると思うんですが、お伺いしたいと思います。

この件については、議長、あんたもほおかぶりしたんですからね、これ申し添えておきますからね、きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの懲罰の関係についてお答えをいたします。

ただいまご指摘がございましたように、前の坪井市長と圓城寺副市長さんの時代だと思います。そういう問題が起きまして、懲罰の範囲かというふうなことがあったかと思います。私どもも委員でございますので、その内容については、全部は把握していない部分がございますが、その時点では懲罰に当たらないという結論のもとに、委員会についての審議等についてはされておられません。

ただいまご指摘ありましたように、今回、なぜ懲罰委員会にかけたのかということでございますが、これにつきましては、新しく宮嶋市長になりまして、その当時の経過、さらには報告書等を見ていただきまして、今回、懲罰委員会の中で協議をしたほうがいいだろうというふうな指示がございまして、委員会を開いた内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

今回の私が言っていることは、やはり担当職員は懲罰にするかしないか、やはり起案文書でもって上司に上げていくのが当たり前だと思う、それが行政組織だと思います。前の副市長が懲罰しないというのは、起案文書も何も出していない。相談に行ったら懲罰しないと、そこで蹴られているんですよ。前の事務局長は権限外の仕事やっているんですよ。2人の職員は2つの問題抱えているんですよ。個人情報の漏えい、さらには出張命令伺、とっていない、やったことを全部上司に報告していない。これは職員としてしちゃいけないことですよ。職員はすべて決裁において事が動くんですから。このことについては、議長もしらばくれているんですよ。

だから、自分の決裁外の仕事、あるいは個人情報漏えいとか、あるいは出張命令伺、部長の決

裁していない、その事実関係について、どうかお伺いしたいと思います。1つは、決裁外の持ち分以外の仕事、文書提出した、あるいは出張命令、部長の決裁をとらなかった、お伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。ただいまご質問の内容につきましては、職員の事務処理ということでの関係で不適切な部分があったというふうなことで、懲罰委員会の中で協議をした事案かと思えます。

ただいま個別の関係でのお話でしたが、これらについては、懲罰委員会の内容については、詳細について申し上げることはできませんが、その委員会の中の結論としましては、一部そういう事務関係の事務処理に配慮が足りないということ、また、事務を行うための注意不足があったというようなことがございまして、強制措置ということで処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

ここで申し上げられない部分もあるというふうなことだけでも、市長はすべて公開だということで、差しさわらない部分で公開したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまご質問の中で、すべて公開というようなことがございました。懲罰等委員会の案件等につきましては、非公開ということで行っております。ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

ご理解、ご理解って、おれは理解できないから聞いているんだけど、しょうがないものかわな。議長だってしみじみしていれば、こんな問題にならないよ。事務局長だって、そうだよ。おれ、何回も言っているでしょう、あんたらに。だから、職員はだめだと言っているのね。

次に移ります。住宅地図の関係なんです、別におれ購入がだめだとか何とか言っているわけじゃないんです。成果について私は聞いているわけですから、これは前もって事前に一般質問提出しているんですから、監査委員であれば、これ成果についてどういうことをやったんだと、調査できるはずですよ。

ただ、自身に個々に任せるなんていったって、そんなもんじゃないですよ。これ買っても使わなければどうにもならない。河川でも何でも調べるのであれば、役場行けば、コピーすれば幾らでもあるんですから、やはり議員らもこういう無駄を自主的に省いていくのがおれが一番妥当

だと思っておりますが、そもそも私が言うのは、議会は私らのチェック機関だから、執行部と監査委員いれば、すべてうまくいくんですよ、きちんとやっていたら。のど渇きながら、こんな質問したくもない。

だから、おれ、これ成果はって聞いているんだから、その成果を当然調査してくれるのが監査委員の仕事じゃないのかなと思うわけで、これ以上聞いても調べてないものはどうしようもないでしょうから、いいですが。

消防団の関係なんですけど、ゆうべだったかな、1チャンネルか何かで消防団の関係やっていたけれども、九州のある市では、職員の半分が消防団員だそうです。今の消防団員でも足りるか、足りないか、私は現状はわからないんですけど、やはり勤め人が多い。建設業者であれば、いつも地元にいるんだから、別に建設業者を優遇しろとは言わない。でも仕事もらう以上は、そのくらいの協力はしてもらえらるだろうというふうな甘えも私、あります。これから寒くなって雪降れば、除雪でも何でも協会へ連絡すれば、自主的に出てきてやってくれるんですよ、そういったときにはね。

ただ、談合云々は私知らないですよ、現状見たわけじゃないですから。ただ、そういうことも大事だし、地元の建設業者を助けることも、まちの活性化につながるのではないのかなという観点から、私はこう質問したわけで、もう一度、前向きな答弁いただければいいかなと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消防団とか、いわゆる防災関係への地元建設業者に協力依頼をするということではありますが、これは先ほど部長の答弁にもありましたが、協定を結んでいるということでありまして、ただ、さっき佐藤議員のご質問の中で、談合体質云々の中での話は、これはまた全く別でありまして、談合は談合できちんと、どうもいわゆる市内業者だけの入札案件について高どまりしている傾向がある。そういう事実から、これを改善する方策としての市外業者への発注もある程度は少し入れていく必要があるのではないかということをお知らせしました。

しかし、それと災害時とか、あるいは冬の雪の対策とか、そういうことについての協力依頼はまた別の問題でありますから、これは地元の消防団も含めまして協力をお願いしていくという態度には変わりありません。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

市長のほうから談合問題がちょこっと出たけれども、談合問題、先ほど私言ったように、予定価格を教えなければ談合も何もできない、内部から発信しない限りは100%できないことになっています。そういうことを申し上げておきます。

以上。

○議長（桂木庸雄君）



18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。  
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。  
本日は、これにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後3時53分